

平成28年度

第10回いわき市教育委員会議事録

平成29年2月15日（水）

第 10 回 教 育 委 員 会 記 録

- 1 開会年月日 平成29年2月15日(水) 午前11時00分
- 2 開催場所 教育委員室
- 3 出席委員 教育長 吉 田 尚
 教育長職務代理者 馬 目 順 一
 委 員 蛭 田 優 子
 委 員 山 本 もと子
 委 員 根 本 紀太郎
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のために出席した者の氏名
 教育部長 増 子 裕 昭
 参与兼美術館長 佐々木 吉 晴
 教育部次長兼総合調整担当 柳 沼 広 美
 学校教育推進室長 松 岡 勇 雄
 中央公民館長 鈴 木 静 人
 いわき総合図書館長 夏 井 芳 徳
 参事兼教育政策課長 吉 村 公 孝
 施設整備課長 緑 川 安 彦
 生涯学習課長 遠 藤 義 道
 学校教育推進室学校教育課長 塚 本 英 樹
 学校教育推進室学校支援課長 長谷川 政 宣
 総合教育センター所長 高 崎 康 行
 参事兼文化振興課長 鈴 木 庄 寿
 施設整備課主幹兼課長補佐 小 山 浩 司
 生涯学習課長補佐 藤 原 良 基
 学校教育推進室学校教育課主幹兼課長補佐 太 則 子
 学校教育推進室学校教育課管理主事 佐 藤 哲 哉
 学校教育推進室学校支援課主幹兼課長補佐 齊 藤 学
 こども支援課長 山 形 純 一
 こどもみらい課長 藁 谷 嘉 人
 こどもみらい課統括主幹兼課長補佐 永 山 龍 也
- 6 書 記 教育政策課主任主査兼総務係長 草 野 康 弘
- 7 閉 会 午後 3 時32分

会議の概要

教育長 初めに、次第を見ていただきたいんですが、本日の議事なんですけれども、議案第1号から第10号までございます。

一番最初に、平成28年度いわき市教育委員会の事務の点検・評価報告書についてとあるんですが、この中身について、議会事務局への提出のスケジュールの関係で、本日は先に審議していただいて、その後、また教育長の報告に戻って、あと順次、議案第2号から議事に入っていくという形をとりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、始めさせていただきます。

平成28年度第10回いわき市教育委員会を開催いたします。

欠席委員の通告はございません。

書記には草野主任主査（兼）総務係長を任命します。

会期は本日限りといたします。

議事録への署名は、本日出席された委員の皆様をお願いを申し上げます。

それでは、早速入ってまいりたいと思います。

議案第1号平成28年度いわき市教育委員会の事務の点検・評価報告書について、まずは、吉村教育政策課長から説明を願います。

教育政策課長、お願いします。

教育政策課長 教育委員会資料の3ページをお開き願います。

議案第1号平成28年度いわき市教育委員会の事務の点検・評価報告書について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、平成28年度いわき市教育委員会の事務の点検・評価報告書を次のとおり作成し、これを議会に提出する。

平成29年2月15日提出、いわき市教育委員会教育長。

資料につきましては、別冊資料3をご覧いただきたいと思います。

別冊資料3の1ページからになりますが、本日は6事業について点検評価した報告書を御協議いただきますが、教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、市民への説明責任を果たすことを目的として、毎年、事務の点検評価を実施しております。

本年度は、昨年5月25日開催の第2回教育委員会で協議をいただきました実施方針、これは資料の1ページから3ページに記載しておりますが、これに基づき、私からは簡潔に御説明させていただきますけれども、いわき市教育大綱に掲げた施策体系に沿って抽出した15事業の中から、外部評価委員が選定した6事業について点検評価することとしております。

なお、4ページから15ページに記載しております6事業につきまして御協議いただきますが、こちらは方針に基づき、事業の概要から内部評価までを事務局各課が作成し、外部評価委員の意見につきましては、先月1月13日に外部評価委員のヒアリングを行い、点検評価報告書の案として取りまとめたものでございます。

本日は、各事業の今後の進め方及び教育委員会評価結果の部分を中心に御協議いただきたいと考えてございます。

なお、資料の16ページ以降につきましては参考といたしますが、今年度の教育委員会の活動について記載しております。

また、18、19ページにつきましては、各委員の皆様が御出席いただいたイベント等を記載しております。

私からは以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、何か御質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは、今回は6つの事業について点検評価を行うということで進めてまいりましたので、その6つの評価対象事業について、各事業担当からの説明をいただくことにします。

全体の説明を全部受けてから一つ一つ質疑をお受けさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

時間もありませんので、それぞれ課長さん方には、簡潔な説明ということで、よろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

それでは、早速1つ目の事業、個性を生かした学校教育の推進の中で、事業名、学校司書設置事業、併せて6ページの緊急スクールカウンセラー等設置事業の2事業については、学校教育課長から説明を願ひます。

学校教育課長 それでは、学校教育課分について御説明をいたします。

資料の4ページをお開き願ひます。

学校司書設置事業についてでございます。

事業概要につきましては、平成25年度より学校図書館の「読書センター」「学習・情報センター」としての機能向上や児童・生徒の読書活動の充実を図るために、学校司書を小中学校に配置しているものであり、本年度は学校司書を17名増員し、計42名を基幹校方式で全小中学校に配置いたしました。

各学校において、機能的な学校図書館の構築、学校図書館を活用した授業実践への支援、他校への情報提供や総合図書館との連携などの取組みを行いました。

その間、これまで学校司書研修を13回実施し、学校司書の専門性の向上を図ること

ができました。

各学校へのアンケートによりますと、学校司書が配置されて、学校図書館の活性化が図られたと回答した学校の割合は99.1%でありました。

具体的には、市内全小中学校に配置したことにより、学校図書館の環境整備、蔵書のコンピューター管理が進みました。

また、授業支援においても、図書資料の収集や提供、ブックトークや調べ学習の支援において活用が得られました。

なお、11月11日に「未来を開く学校図書館」を開催し、学校における学校司書の活用の取組みについて発表して、広くその成果を発信したところでございます。

外部評価委員の指摘につきましては、学校司書が全校に配置されたことで「学校図書館が明るくなり、より開かれたものになった」、「子どもの学校図書館の利用頻度も高まった」との声が聞かれ、子どもの豊かな心、考える力や想像力の育成、学力向上に資する効果的な事業になっている。

一方で、学校図書館によってばらつきがあることから、各学校への配置日数を見直すとともに、学校司書のスキルアップを図っていかなければならない。

また、学習指導要領の改訂に伴い、学校図書館の学習・情報センター機能の重要性が増すことから、学校と学校司書の連携を、より深めていくことなどの意見をいただきました。

今後の進め方につきましては、学校司書の基幹校方式のグループ編成や学校司書の増員等により、全学校において週2日以上配置が可能となるよう、検討を進めてまいります。

また、各学校の効果的な取組みや課題への情報の共有、学校司書のスキルアップのための研修がより充実したものとなるよう、研修会を継続的に開催してまいります。説明は以上でございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

緊急スクールカウンセラー等設置事業についてであります。

事業の概要につきましては、東日本大震災により被災した児童生徒の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助など、様々な課題に対応し、児童生徒の生活改善を図るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを市に配置するものでございます。

今年度は、総合教育センターにスクールカウンセラーを2名、スクールソーシャルワーカーを4名配置し、研修会や連絡協議会等において研修や情報交換を行いながら、より効率的な相談業務を行いました。

また、学校や家庭への訪問による相談にも対応するなど、相談体制を整えました。活用校へのアンケートによりますと「解決に向けた取組みを進めることができた」と回答した学校の割合は95.5%でございました。

具体的には、スクールカウンセラーを配置したことにより、児童・生徒の心のケア、教職員や保護者への指導助言を効果的に行うことができました。

一方、スクールソーシャルワーカーの配置により、児童・生徒を取り巻く困難な状況を改善するため、関係機関との連携を図りながら、役割を明確にして問題解決に取り組むことができました。

各学校からは、全体的には「これからも活用していきたい」との意見が寄せられ、配置の効果は大きいものと考えてございます。

外部評価委員の指摘事項につきましては、子どもの問題が複雑化・多様化している中、子どもたち一人一人に寄り添った専門的かつきめ細かな対応が必要であり、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置により、着実な改善につなげられていると評価していること。

課題解決にはかなりの時間を要し、本市の広域性から需要そのものが多いことから、マンパワーを確保して事業を拡大していく必要があるとの意見をいただきました。

今後の進め方でございますが、本事業は、学校、保護者から高い評価を受けており、今後も数多くの相談に対応できるよう、国に対して国庫補助の継続・拡大を求めながら、よりよい教育環境の整備に向けた事業を実施してまいりたいと思っております。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは専門性が高く、資格や一定の経験を有する人材が求められることから、人材の確保に努めるとともに、研修会への参加や、県のスーパーバイザーの指導等により、資質の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございました。

それでは、引き続き説明をしていただきたいと思います。

次は、学校給食等食育推進事業について、これは学校支援課長からお願いします。

学校支援課長 資料の8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

学校給食等食育推進事業についてでございます。

事業の概要でございますが、学校と学校給食共同調理場が家庭や地域と連携を図りながら、食育を推進していくものでございます。

評価指導の達成状況は記載のとおり、活動指標については100%、成果指標につきましては、食育講演会の参加保護者数達成率77.7%、学校給食共同調理場体験ツアー参加親子数95.0%となっております。

平成28年度の主な取組みといたしましては、食育講演会、親子ふれあい弁当デー、また、教育委員の皆様にも御参加いただきました、市内の高校と連携した給食、また、

地元シェフや地元料理人と連携した食育の交流会などを開催してまいりました。

次に、9ページ、内部評価における課題でございますけれども、食育講演会で参加人数が目標を下回ったということから、今後、周知方法等の改善が必要であると考えております。

各種事業、こういったイベントにおきまして、多くの皆様から食育への意識向上が図られたと御好評をいただいたところです。

外部評価委員からいただいた意見でございますけれども、食育は大変重要な事業であると。

こういった事業につきましては、学校現場から子どもたちが楽しく食の大切さを学べるとともに、食材の生産者や親等への感謝の気持ちが醸成されているとの声が聞かれている。

勿来給調での親子体験ツアーや、地元シェフの交流給食会を視察した際も、子どもたちが生き生きと食を学ぶ姿がうかがえたと。

こういった事業による効果が着実に浸透しているという御意見でございました。

今後も、より効果的なPR活動を行うとともに、引き続き、保健所・農林水産部等の関係機関や栄養教諭、家庭や地域との連携のもと事業展開を図っていただきたいという御意見をいただきました。

今後の進め方でございますけれども、引き続き、学校、家庭、地域と連携を図りながら、食育を推進していきまして、子どもたちの豊かな心と体を育むための食育を推進してまいりたいと思っております。

そういった事業展開におきましては、引き続きPTAの皆様や保健所、公民館等と連携をしながら、幅広い事業の展開をしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

続きまして、10ページでございます土曜学習推進モデル事業、生涯学習課長から説明願います。

生涯学習課長 生涯を通した学習活動の推進の中では、1つの事業が推進されているところでございます。

土曜学習推進モデル事業ですけれども、事業の概要ですが、土曜日に必ずしも有意義に過ごせていない子どもたちを対象としまして、公民館が学校や地域のつなぎ役となり、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得ながら、土曜日に体系的・継続的なプログラムを計画・実施をするものでございます。

評価指標の達成状況ですが、活動指標といたしましては、13校のプログラムの実施数ですが、達成率99.1%ということで、回数1回の差は、雨天による中止のプログ

ラムでございます。

成果指標では、参加児童へのアンケートで満足したと答えた割合を設定してございましたが、達成率は118.9%となっております。

平成28年度の主な取組みですけれども、生涯学習課に土曜学習コーディネーター1名を配置してございます。

それから土曜学習活動運営委員会の中で、今後の事業のあり方などにつきまして協議をいただいて、これまでに2回、年度内にもう1回開催をすることになっているところでございますが、その協議を踏まえながら、プログラムを実施してきたというところでございます。

内部評価ですけれども、一番下の課題のところになりますが、小学校6年間を見通しての複数年度の講座が体系的、計画的につながることも大切となるわけですが、複数年にわたるプログラムを計画する上で、メニューに応じた講師等が見つからない、人数が足りないといったケースが生じることが予想されることで、事業を安定・継続して実施していくための講師等の人材確保が課題となると評価しています。

外部評価委員の意見でございますが、事業の趣旨は大変有意義で、子どもの将来の選択肢の幅を広げる効果的な事業であると考えます。

一方で、子どもの知的学習や学力の底上げに向けた講座が少ないことから、子どもの発達段階に応じたバランスのよいプログラムを開発する必要がある。

それから現場からは、学校と地域、公民館の連携や、プログラムに沿った講師の確保等については、多くの課題がある。

今後、モデル事業で得た効果を全市的に広げていくためには、コーディネーターの増員等により、地域との連携を深めていくほか、全市的な視点に立ち、事業全体の体系化が必要であるというような御意見でございます。

今後の進め方でございますが、平成29年度につきましては、今年度実施した13校に5校を加え、18校で実施していきたいと考えてございます。

円滑な事業実施のためには「いわきまなびあいバンク」の活用や、安定的な講師の確保に努めてまいる考えでございます。

今後のプログラム作成に当たりましては、長期目標・短期目標を設定するほか、いわき市土曜学習活動運営委員会での意見を反映させた上で進めていきたいと考えてございます。

さらに教育大綱との整合を図るということで、「知・徳・体」のバランスに配慮し、生きる力を育むよう、プログラムのさらなる充実を図っていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

それでは、12ページ、13ページになります。

市立幼稚園特別支援教育推進事業につきましては、こども支援課の所管でございます。

こども支援課長、よろしく申し上げます。

こども支援課長 資料の12ページ、13ページになります。

確かな人間力を育む幼児教育の充実の中で、市立幼稚園特別支援教育推進事業でございます。

事業の概要といたしましては、心身に障がいのある幼児を受け入れ、早期の段階から健常児とともに統合保育を行うことで、当該幼児の成長を促進し、障がい児と健常児相互の理解を深め合い、幼児教育の向上を図ることを目的に、障がい児の在籍する幼稚園に加配職員を配置しまして、幼稚園と家庭が連携・協力をしながら、障がい児一人一人の実態に応じた発達支援を行うというところでございます。

評価指標の達成状況でございますが、活動指標、成果指標は記載のとおりでございますが、いずれも達成率は100%となっております。

平成28年度の主な取組みでございますが、統合保育実施園6園ございますが、そこで障がいのある幼児38名の統合保育を実施しており、また各園に対して、それぞれ加配職員を配置しているところでございます。

次の13ページになります。

また、2年間の任期で、いわき市立幼稚園統合保育専門委員ということで、7名の方を委嘱してございます。

また、対象児に対する助言・指導回答を年3回ほど受けるとともに、研修会を開催して資質の向上を図っているところでございます。

内部評価といたしましては、よりの確な保育が実践できており、幼児の成長を実感しているというところがございます。

外部評価委員の方からの御意見でございますが、本市においても、入園に当たっての事前相談件数も増加している現状にある中、本市では、障がい児保育の受け皿として、加配職員を配置するとともに、専門委員から障がい児一人一人に沿った的確なアドバイスを受け、丁寧できめ細かい統合保育を実施していると高く評価しているとの御意見をいただいております。

今後は、これまで6園で得られたノウハウを、専門委員を交えた研修等により、統合保育を実施していない園の教諭にも広げていくとともに、幼・小・中のより緊密な連携のもと、個別の支援計画に沿った切れ目のない特別支援教育を進めていただきたいという御意見がございました。

今後の進め方でございますが、事前の相談件数が増加しておりますので、ますます本事業に対する需要は高まっていくものと考えております。

6園におきましては、引き続き専門委員との連携を図って、保育の充実に努めていくとともに、需要の高まりというものも踏まえまして、対象児に対する切れ目のない支援に向け、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、14ページ、15ページ、いわき市立美術館教育普及事業について、美術館長、よろしく願いいたします。

美術館長 事業名は、いわき市立美術館教育普及事業です。

事業の概要ですが、展覧会を見るだけでなく、様々な機会を通して、触ったり、あるいは匂いを嗅いだり、音を聞いたり、より身近な直接的な体験を通して、美術館及び美術に対する理解を深めてもらうという目的で開催されております。

評価指標の達成状況ですけれども、計画値に対して、活動指標、成果指標ともに100%を達成しております。

平成28年度の主な取り組みといたしましては、アウトリーチ活動としての移動美術館、アートキャラバンを51回開催し、その他の回数も含めると、合計で233回の実施回数となっております。

内部評価としましては、一番最後ですけれども、市民ニーズの高まりを踏まえると、将来的には、企画展と並行しながら、この事業が安定的継続して実施していくための体制整備等の検討が必要であると考えております。

外部評価委員からの御意見ですけれども、本市は大変広域であると。

日本でも有数の広い土地でありますので、そのことを踏まえて、アウトリーチ活動を充実させる活動は、市民の心を豊かにし、芸術・文化の醸成に寄与する大変有意義なものであると御意見をいただきました。

その一方で、より幅の広い形で、市民に参加いただける、御理解いただけるためには、効果的なPR方法についても検討を進めるべきであろうということで、御意見を頂戴しております。

今後の進め方としましては、これまでニーズを開拓し、多様な事業を継続してきたことによって、美術館の普及活動は、存在意義を幅広い年代層にアピールし、認知度も高めてまいりました。

現在では、この事業を毎年楽しみに待っている市民も増加していることから、今後も、なお一層充実した活動を進めるために、効果的なPRはもとよりアンケートなど、参加者の声や感想を活動に反映できるような仕組み、それから先ほど申し上げた、そのための体制の充実等についても、検討を加えてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

教育長 はい、ありがとうございました。

今、6事業について、ざっと説明をいただきました。

それでは、一番最初にお戻りいただいて、初めの事業から御審議いただきたいと思
います。

初めに、4ページ、5ページにあります、学校教育課所管の学校司書設置事業につ
いては、今、説明があったように、外部評価委員の意見としても、大変すばらしい事
業であると。今後、各課題に向けて取り組むことが必要だという意見をいただいでい
るところでございます。

今後の進め方についても検討を進めていくということで、教育委員会の評価結果と
しては、継続という形で処理されております。

それでは、学校司書設置事業について、何か御質問・御意見、お気づきの点等ござ
いましたら、よろしく申し上げます。

委 員 学校に行かせていただいても、必ず図書館とかを見させていただくようにして
いるんですけども、そのときにも司書の方がいらっしゃったり、学校の先生方にお
聞きしても、とてもありがたいというようなことなので、ぜひ継続していただければ
というのが意見であります。その中で、研修会が13回ということですけども、こ
の13回は42名の司書の方全員が出ていらっしゃる研修会なのか、そうではなくて、例
えば方部別というようなことなのか、その辺をお聞かせいただいて、もしも全員対象
でないとすれば、42名の方がお一人平均何回ぐらい出席なのか教えていただければと
思います。

学校教育課長 実は、学校司書の研修につきましては、年間16回予定されておまして、
この時点で13回実施したということございまして、対象は全学校司書を対象という
ことで、集まって色々情報交換とか、色々な研修を行っているところでございます。

委 員 ありがとうございます。

教育長 そのほか、御質問ございますか。

委 員 確かに、県の研究大会や学校司書の発表会などを見てもわかりますように、子
どもたちの中にも、かなり学校司書の人たちの力が入ってきているということと、学
校司書の人たち一人一人がかなりレベルアップしていることが観察されます。

人数も増えてきています。

それで、内部評価の中の週1日配置の学校では、教職員と学校司書との連携した活

動ができないと書いてあるんですが、週1日配置の学校は、今、学校規模でどのくらいの学校なんですか。

学校教育課長 学校司書を配置するに当たって、我々のほうでは基幹校方式で配置しているわけですが、ある一定の方針をもって配置してございます。

1つは、通勤距離を考慮したグループ編成ということ、それから配置基準をある程度踏まえて勤務日数を割り振っていく。

目安としては、まだ目安なんですけれども、8学級以下であれば1日、9学級から15学級で週2日、16学級以上で3日というのを1つの目安として配置しているところでございます。

教育長 よろしいでしょうか。

そのほかございませんか。

委員 外部評価のところで、「学校図書館が明るくなり、より開かれたものになった」

「子どもの学校図書館の利用頻度も高まった」前半の、開かれたものになったということで感想なんだろうけれども、後半の、子どもの学校図書館の利用度が高まったというのは、別葉として数字が出せるほどの資料はお持ちなんですか。

総合教育センター所長 貸し出し数とかについては、こちらに資料は確保してありますが、貸し出し数については、大幅に増えている状況ではございません。

委員 図書館に入る人、あとはそれを見る人、借りる人、つまり出入りする人と借りる人の把握というのは、司書の人が入った日はよくわかるかと思うんですけれども、いないときには、それを現実的に見るというのはなかなか難しい。

そうすると、どこでそういうのを調べるのかということがありまして、それが具体的に利用度が高まったということの数字に表現できるのかという、ちょっと難しい問題になりますけれども、例えばそういうことが言われたときに、こういう資料があつて整えられていますというのがあれば問題はないんですけれども、表現としてこういう言葉は抽象的に何かいい方向に向かうための表現になりやすいと思うんですよ。

背後に、私たちはこういう資料を持っていますということがわかれば、それで問題はないんですけれども。

学校教育課長 今の御指摘なんですけれども、ここについては、あくまでも外部評価委員の方の意見ということで、外部評価委員の方も学校を訪れる機会があるものですから、その学校を訪れた際に、校長先生や何なりの話をお聞きしながら受け止めた印象

とか、そういったものを含めて評価をいただいた記述でございまして、なかなか図書館の管理というか、そういった人数の把握というのは難しい部分があるかと思うんですけども、その辺については、これから検討していかなければと思います。

委員 外部評価委員の方が出したということですがけれども、当然内部評価で出したものではないですから、その辺はよくわかります。

ただ、こういうものに載せる場合には、当然教育委員会で発表するわけですから、そういう資料までも、やはりいざとなったときには整えておくべきだろうと思っただけの考えです。

教育長 あくまでも外部評価委員の意見ではあるけれども、単なる校長先生からの聞き取りだけで、こう言っているわけですがけれども、きちっとそれが数的な根拠があるかどうか、かなり難しいものがありますね。

ずっと常駐するならまだしも、この辺は検討ということだと思います。

教育長 そのほか、何かございませんか。

最終的には、継続ということで、拡大と書きたいところですが、予算の兼ね合いが厳しいので、今後の進め方も恐らくこの記述の使い方が可能となるよう、検討を進めてまいりますというところで、一応継続という形になっているんですが、できるだけ来年度も状況を見ながら、予算の増額は要求していくというスタンスかなと思いますので、最終的に継続という形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教育長 次に、緊急スクールカウンセラー等設置事業、これも学校教育課所管でございますので、御質問・御意見、お気づきの点等ございましたら、よろしくお願ひします。

委員 7ページの内部評価、下から4行目ぐらいなんですけど、連携がうまく図れなかった、あまりできなかった学校というのは、具体的にどのようなことか、教えていただけたらと思うんですけども。

教育長 総合教育センター所長、わかりますか。

総合教育センター所長 学校によってはスクールソーシャルワーカーに期待が大きく、不満のある学校もあります。

こちらから働きかけて、ケース会議等を開くときには、必ず校長先生が入っていたくように声かけをしながら、協同で解決できるよう何とか進めてまいりました。

そういった指摘も、ソーシャルワーカーさんのほうからもありましたものですから、挙げさせていただきました。

教育長 これについては、県教委からも、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと学校の連携のあり方については、色々事業方式は出ているんですよね。そこを効果的に、せつかく入っても、あまり意味がなさなくなってしまうので、すっかりお任せになっちゃうんですね。

あくまで主体は学校ですから、意識改革を進めてほしい。

これについてはしっかり通してほしい。

強力な指導だと思います。

委員 その指導というのは、ソーシャルワーカーさんとか、スクールカウンセラーさんではできませんよね。

校長の全体の体制を指導するんですから、それはどこで指導するんですか。

総合教育センター所長 私や係長です。

委員 そうですよね。ぜひよろしくをお願いします。

教育長 これについては、最終的には拡大ですか。

継続拡大ということで、県に対しても、国に対しても要望していかなければならない。

国の方では、来年度予算については現状のまま維持できるということで、恐らくこれは大丈夫だと思うんですが、その中でもさらにもうちょっと拡大していくことで考えているということで、総合教育センターの方にもつながっていくと思うんですが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教育長 次は、学校給食等食育推進事業については、学校支援課所管でございます。

御質問・御意見、お気づきの点等ございましたら、よろしくをお願いします。

委員 これも、よく給食の交流会に参加させていただいて、とてもいい取組みかなと思っておりまして、その中で、平成28年度の主な取組みの中で、学校給食フェアというのを、文化センターの地下の食堂のところであったかと思うんですけども、そんなとってもすばらしい取組みがありましたので、ここに加えていただいてもいいのかなと思いました。

それがPRの方法の1つにもつながるのかなと思いますので、こちらの規模の観点
は継続ですけれども、また次年度も、その学校給食フェアは少し拡大とかできるので
あれば、市民の皆さんがとっても興味を持ってくださっていたと感じますので、それ
も1つの方法かなと思って、申し上げさせていただきます。

学校支援課長 ありがとうございます。

平成28年度の主な取組みの記載に加えることと、来年度はどうするのかということ
については、確かに御好評をいただいておりますが、文化センター地下食堂は、民間
事業者が経営しておりますので、その事業者と協議して、本年度の好評を受けて、来
年度どうかという打診をしたいと考えてございます。

教育長 それでは、これは若干つけ加えるということ。

委員 平成28年度の主な取組みの中で、私も保護者さんに実際聞いてみました。「学
校給食共同調理場体験ツアー」が大変よかったって。

そして「親子ふれあい弁当デー」も何校かの保護者さんに聞きました。

これもかなり定着してきています。

大変よかったと思います。

あと、私、いつも感じるんですが、外部評価委員の意見の最後にあるんですが、保
健所・農林水産部等の関係機関や栄養教諭、ここね、連携を図っていくということ、
それが今後の進め方の中にも書かれています。

引き続きいわき市PTA連絡協議会や保健所、公民館等と連携しながら事業を実施
していく、私、いつも思うのは、その連携しながらということ。

連携の中に、お互いの事業をしての成果とか課題とかを、お互いに共有していま
すかというのをいつも感じます。

ただ、連携という言葉は大きい言葉でなっていますが、そこら辺文言等は問題はな
いんですけれども、そんなことを今後ともよろしくお願いしたいと思います。

委員 9ページ、内部評価と今後の進め方の両方にあるんですが、周知方法の改善が
必要である、検討しなければならないと書いてあるんですけれども、教育委員会全
てに関してそうなんですが、保護者の人たちも、それ以外の人たちも、意外といいこ
とをやっているんだねと、こんなことをやっているんだと話すと、みんなすごいねと
言ってくれるんですけど、知らないことがすごく多いんですね。

で、周知の方法、これ、徹底してやるべきだと思います。

このときに、これは、このまま皆さんに見ていただくとすれば、周知方法の改善が
必要である、とりあえず考えていますよというよりは、何か具体的な例を1つ出した

りとか、あとは、こんな方法があると思っっているとか、具体的に1つ挙げて、その方向に向かっていきますという姿勢を、ぜひ見せていただきたいかなと思っったんですけれども。

学校支援課長 1つ、その周知方法としましては、先ほど委員から、文化センター地下食堂の件、実は、ソーシャルネットワーク、フェイスブック、ツイッターで拡散して列をなしたという経緯がありますので、ほかのイベントについても、フェイスブックやツイッターでお知らせをするというの、周知の徹底の1つの方策、若い方も非常に注目されるということもありますので、また、給食センターの調理の状況なども、動画で撮影をしてホームページでPRするというの、1つの方法として検討していきたいと思っております。

教育長 具体例を踏まえて、周知方法について検討していくというふうなつけ加えが必要で、ちょっと御検討いただければと思っます。

学校支援課長 わかりました。

教育長 そのほかありませんか。

委員 学校給食の最初の段階では、アメリカであのとおり農産物がなくて、ハドソン川の廃船の中にいっぱい詰まっっているという。

それを日本の子どもたちに送ると。

そうすると、敗戦国の子もたちが栄養が取れるんじゃないかということが始まって、それが軌道に乗っって、我々の小学校のころはそうだったんです。

その後、栄養が取れ過ぎてカロリー減というふうな表現が出てきましたね。

そうこうしているうちに、今、美味しさということを大分強く出ているんですよ。しかもそれを加工調理する人たちも、やはりその美味しさ美しさを食に取り入れようという動きに、大分学校給食自体が変質しているというのが、私自身の直接の感っしたところなんです。

これは、ある程度は学校給食ですから、もう少し抑えて、あまり派手にならないような学校給食のあり方というの、一方では考っておかないと、このままずっと進みますと、学校給食が何か母親の労働時間を手助けしているというか、そういうのは母親としては非常にいいんでしょうけれども、実際に子どもの教育上、それが大人になったときにどうなのかなという懸念も、実は私持っっているんですよ。

ですから、そういうのも一方で心にとめておきながら、この事業を進めていっただいただければと。

教育長 食育基本法が改正されたということで、それまでのいわゆる栄養摂取ということの中心から、今度は食育ということが新たに出てきた流れがあるわけなんです、その食育というのは、言うなれば、それは学校給食を生きた教材として使いながら、子どもたちに食の大切さをしっかり教えていく、併せて保護者への啓発を図っていくということですので、そここのところの本筋だけはきちっと見誤らないように、しっかり取り組んでいく必要があるのかなと思います。

アイデアは非常に色々あるのですが、その中で本筋は何なのかということを常に意識しながら、事業をやっていくというのが大事になってくるだろうと思います。

様々な取組みをしておりますので、それぞれの周知徹底を図ることによって、継続をしてみたいと思います。

ほかにご覧いませんか。

次に、土曜学習推進モデル事業、生涯学習課所管でございます。

これについて、御質問・御意見、お気づきの点等ございましたら、よろしくお願ひします。

委員 私も、結構土曜学習を拝見させていただいたり、一部講師も務めさせていただいたりということで、大変お世話になっております。

そんな中で、土曜学習のコーディネーターは、いろんなところでアンテナを張って、いろんな人材を見つけていただいたりとか、コーディネートしていただいているので、そのコーディネーターというのは、とても大切なんじゃないかなという思いが1つあります。

それから感じるのは内部評価の下の4行のところですが、1回やっても次の年に同じメンバーが多かったりすると、また今度同じプログラムだと、去年もやったじゃないというようなところも、確かにあるのかなというところも思いました。

その中で、社会教育指導員の方と公民館とコーディネーターの先生がお話をして、この間は、中央台南小学校さんだったんですが、1回目は、地域の話をしてくださる方の話を聞く、2回目は、今度は話をするようにやってみる、3回目は、昔話を自分たちでつくってみるというようなことも考えてなさっているというプログラムもありましたので、なるほどなという思いがありました。

そんなようなことも、この形態だと確かに必要になってくるのかなと思いました。

あと、外部評価委員の皆さんの御意見の中で、これは外部評価委員の皆さんの御意見だからしょうがないと言ったらあれなのかもしれませんが、知的学習や学力の底上げに向けた講座が少ないというようなことでありますけれども、逆に言うと、それ以外のことで、全員ではないので、いろんなことを体験してもらおうということも、私はいいんじゃないかなと思います。

例えば、去年のいわき市のPTA大会のときに、小学校の校長先生のお話があったんですが、理科作品展で最優秀を取った児童に「どうしてこんなことを考えたの」と言ったら、「土曜学習で、企業の方に学んだことを基にして、ちょっと理科に興味を持ってこんな研究をしたんだ」ということもありましたので、あんまり学力とか、そういうことにもこだわらずに、いろんな分野のことをやるということで、今のままでいいのではないかなと。

外部評価委員の方に怒られちゃうかもしれませんが、そんなことで、自信を持ってこれからやっていただければと思います。

すみません、あと、もう1つだけなんですけど、来年度18校でということですけども、地区的に言うと、プラス5校ということで16地区と考えていいのかなどうか、それだけお願いします。

生涯学習課長 この後、来年度の予算の話も議題に上るわけなんですけれども、来年度に向けては、全ての方部ごとの校長会に、来年度新たにどうですかということで、お願いを差し上げて希望をいただいたのが5校という結果でございます。

具体的に申し上げますと、夏井小学校、高久小学校、鹿島小学校、菊田小学校、藤原小学校、この5校が新年度プラスになるということで、今、プログラムの準備などをしていただいているような状況でございます。

委員 はい、わかりました。

教育長 やっていない地区はないんですね。

生涯学習課長 方部として考えればございません。

委員 18校ということで、たくさん増えてきて、それも色々な方部にわたってきているというのは、私はすばらしいと思います。

その中で、やっぱり難しいのは四倉方部。

好間方部は若干少ないんですよ。

あそこら辺はね。

そんなところも、今後よろしくお願いします。

これ、関係ないんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、ちょっと気になるところが、今後の進め方の、下から3行目なんですけれども、また、いわき市教育大綱との整合を図るとともにというところ、整合を図るようなことをやってきているんじゃないかなと感じるんですけども、整合を図ることをやってきているでしょと言いたい。

書くならば、いわき市教育大綱の中にあることを参考に、生きる力を育むとか、バランスに配慮したとか、そんな感じでいいんじゃないかなと。

こんなに一生懸命頑張っているのに、いわき市教育大綱に向かって、全ての活動が基盤になっていっているんだと思います。

ですから、ここはどうかなとちょっと感じたものですから。

教育長 昨年度は、教育大綱ができたばかりなので、これは、継続事業でやっていて、教育大綱が後でできたので、それは整合を図るという意味では意味があるんだけど、今年はそれに合わせてやっているわけだから、ここはちょっとやっぱり検討だね。整合を図るという言葉も外してもいいね。

委員 教育大綱の中身をね。

向かうという言葉を入れたいのなら、いいですよ。

ただ、整合を図るというのはね、頑張っているんじゃないのというところです。

委員 全く同じ意見なんですけど、その下の、確かな学力、豊かな心、健やかな体、知・徳・体のバランス、この中の言い古されている言葉で、改めて述べるような言葉ではないので、今、教育長がおっしゃったように、もう取ってしましまして、生きる力を育むようという、ここら辺から生かしたほうが、事業名の下に書いてある、多様な「土曜ならでの学び」というのが生かされるのではないかと思うんですけども。

教育長 ということで、ここはちょっと検討してください。

そのほかございますか。

よろしいですか。

なければ、次に移ります。

それでは、次は、市立幼稚園特別支援教育推進事業についてでございます。

これについて、御質問・御意見、お気づきの点等ございましたら、よろしく願います。

委員 一生懸命やられて、子どもたちに成果が上がっていることは認めます。

今後の進め方なんですけど、2行目に、6園においてはとありますね。

これ、やられている園ですよ。

今後も切れ目のない支援、これは大切なこと、上にもどこにも出てきていますので、これはいいと思います。

6園においては、こういうふうな切れ目のない支援で取り組んでいきますよと、私、これはいいと思う。

さらに今後も、実際やっているんです。

そして、何をやっているかというところ、全職員を対象とした研修会を年2回やって、統合保育についての理解を深め教諭としての資質向上を図っていますね。実際やっています。

さらに、外部評価委員の中にも、統合保育を実施していない園の教諭にも広げていくという表現があります。

ですから、その2つをやって、今後ということ、これを入れたらいかがでしょうか。

全ての教員が、実際においてはそういう子どもに接するのは、重いにつれ軽いにつれあるわけです。ですから、全ての教員に、全職員を対象としたと、これやっているわけですから、今後もそういうところを進めていくという表現が一言あってもいいかなと感じます。

6園だけで終わらないで。

いかがですか。

教育長 こども支援課長、どうですか。

こども支援課長 今のお話だと、現在も6園以外の先生方の研修会を開催し、資質向上に努めていると、そういったところを、引き続き今後もやっていきますよと。

委員 そうしたら、全職員もこういう教育で深めていくんですよと。

どんなこどもが来ても大丈夫なようにというような気持ちがここに入れると思います。

よろしくをお願いします。

委員 また外部評価委員の意見なんですけれども、3行目ですね。

こうした中、本市では、障がい児保育の受け皿という言葉は、もう少し気にしたほうがいいのではないかと。

受ける側とか、受ける体制とか、ここで受け皿というのはちょっと厳しいかなと思うんですけれども。

教育長 受け皿という言葉は不適切なのではないかと。

もうちょっと使い方を変えたほうがいいと。

こども支援課長 検討します。

教育長 はい、お願いいたします。

そのほかございますか。

それでは、いわき市立美術館教育普及事業について、何か御質問・御意見、お気づきの点等ございましたら、よろしく申し上げます。

委員 この文章の中に出てくるかどうかというのは、ちょっとわからないんですけども、そのアートキャラバンとかで、各小学校とかに行かれることもあるかと思うんですけども、先ほどの土曜学習とのからみになるんですが、土曜学習も様々な講師とか、講座の内容を確保するのが課題であるというようなところもありますので、美術館さんのほうにも、そういったところでの、そのアートキャラバンが土曜学習と連携していただくというようなこともお考えいただくというのも1つの方法かななんて思ったものですから、一応お願い方々。

美術館長 いいお考えだと思います。

検討させていただきます。

教育長 そのほか何かございますか。

何でも結構ですが。

よろしいですか。

なければ、次に移ります。

では、一応6事業については、以上とさせていただきますが、その後16ページ、17ページは、教育委員会の会議の開催状況でございます。

あと、18ページ、19ページあたりで、各種会議、研修会などに、委員の皆様が出られたことがあるのが網羅されておりますが、抜けている部分などありましたら、ぜひ言っていただければと思います。

委員 先日、教員研修の英語力アップ講座に出させていただきました。

委員 内郷二中の福島県学校図書館研究大会に出ました。

教育長 その辺あると思うので、時間のあるときに申し出ていただければ追加したいと思いますので、せっかく出ていただいたのに抜けていたら申し訳ないので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、お諮り申し上げたいと思います。

議案第1号いわき市教育委員会の事務の点検・評価については、ただいま御指摘いただきましたとおり、修正点など見つかりましたが、その修正を加味した上で、平成

28年度いわき市教育委員会の事務の点検・評価報告書という形で、そのような形にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号につきましては、原案のとおり可決いたします。

一旦休憩をいたしまして、午後は、教育長の報告から入ってまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

時間をちょっと過ぎてしまい、大変申し訳ございませんでした。

午後1時から再開いたします。

12時10分 休 憩

13時05分 再 開

教育長 6教育長の報告に入ります。

それでは、(1)平成28年度2月補正予算について、始めさせていただきます。

詳細は、各課長から説明をさせていただきます。

最初に、学校教育課長から説明願ひます。

学校教育課長 それでは、教育長の報告(1)平成28年度2月補正予算についてでございます。

別冊資料1の1ページをお開き願ひます。

平成28年度2月補正予算歳入歳出予算総括表でございます。

歳入ですが、学校教育課で、補正額が2,833万円の減、学校支援課で、補正額6億5,163万6,000円の増、合計で、補正額6億2,330万6,000円の増、補正後の額33億8,885万5,000円であります。

次に、歳出ですが、学校教育課で、補正額が3,315万4,000円の減、学校支援課で、補正額3億4,930万3,000円の減、合計で、補正額3億8,245万7,000円の減、補正後の額100億2,462万円となっております。

続きまして、学校教育課分の詳細でございます。

歳入につきまして、2ページをお開き願ひます。

補正額、補正後の額の順に申し上げます。

緊急スクールカウンセラー等派遣事業費国庫委託金1,719万8,000円の減、0円。

緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金1,719万4,000円の増、1,719万4,000

円。

これは、緊急スクールカウンセラー等派遣事業に係る財源が、国庫委託金から交付金に変更になったことによる財源補正でございます。

続きまして、小学校被災児童就学支援事業費県補助金でございます。

1,533万5,000円の減、3,473万5,000円、これは、被災児童就学援助費対象者数の減による減額補正でございます。

続きまして、中学校被災生徒就学支援事業費県補助金1,748万1,000円の減、3,237万5,000円、これは、被災生徒就学援助費の対象者数の減及び被災生徒遠距離等通学支援事業費県費補助対象となるスクールバス利用生徒数の減による減額補正でございます。

続きまして、奨学資金貸与基金寄附金78万円の増、84万1,000円。

これは、表記の6名の篤志家から奨学資金貸与基金へ寄附金があったことによる歳入増でございます。

続きまして、教育先進都市づくり基金寄附金371万円の増、371万1,000円。

これは、教育先進都市づくり基金へ、表記の6件の寄附があったことによる歳入増でございます。

続きまして、歳出につきましてでございます。

4ページをお開き願います。

区分、補正額、補正後の額について申し上げます。

小学校被災児童遠距離等通学支援事業費369万4,000円の減、2,077万4,000円。

中学校被災生徒遠距離等通学支援事業費148万8,000円の減、3,979万6,000円。

これは、久之浜地区と豊間地区の被災した児童・生徒の就学支援に係るスクールバスの借り上げでございますが、利用生徒の減少に伴い、小型車やジャンボタクシーへ変更になったことにより、それぞれ減額補正するものでございます。

続きまして、小学校被災児童就学援助費1,533万5,000円の減、3,342万円。

中学校被災生徒就学援助費827万9,000円の減、3,093万1,000円。

これらは、小学校は、当初721人を予定しておりましたけれども、505人へ見込み数の減により、中学校は、当初362人を予定しておりましたけれども、284人へ見込み数の減により、それぞれ減額補正するものでございます。

続きまして、奨学資金貸与基金積立金78万円の増、85万1,000円。

これは、先ほど説明いたしました奨学資金貸与基金に対する寄附金の積み立てのため、所要の経費を補正するものでございます。

続きまして、奨学資金貸付金884万8,000円の減、2,121万2,000円。

これは、当初28人への新規貸し付けを予定していたところ、10人への貸し付けで18人の減とともに、継続貸与者の打ち切りに2人、それから停止1人による減でございます。

続きまして、教育先進都市づくり基金積立金371万円の増、375万円。

これは、先ほど説明いたしました教育先進都市づくり基金に対する寄附金の積み立てのため、所要の経費を補正するものでございます。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

それでは、引き続き、学校支援課長、お願いいたします。

学校支援課長 それでは、学校支援課に係る詳細について、説明を申し上げます。

3ページ、歳入でございます。

学校支援課全体といたしまして、補正額は6億5,163万6,000円の増、補正後の額16億756万1,000円でございます。

項目の区分に移ります。

中学校災害復旧費国庫負担金（現年度）4,733万6,000円の減、3億2,973万2,000円。

これは、豊間中校舎及び江名中武道場の工期延長に伴う継続費の年割額の変更、それから歳出事業費の確定に伴う減でございます。

次に、小学校地震補強事業費学校施設環境改善交付金2,851万2,000円の減、7,210万6,000円。歳出事業の「小学校校舎地震補強事業費（補助）」の確定に伴う国交付金の減でございます。

次に、中学校地震補強事業費学校施設環境改善交付金3,575万7,000円の減、1億2,780万7,000円。

歳出事業の「中学校校舎地震補強事業費（補助）」の確定に伴う国交付金の減でございます。

これは、小学校・中学校ともに耐震化事業が全て終了したことに伴うものでございます。

次に、屋内運動場防災機能強化事業費学校施設環境改善交付金799万4,000円の増、799万4,000円。

国の第2次補正予算の活用によりまして、新規で計上する歳出、「中学校屋内運動場防災機能強化事業費」の国交付金を新規計上するものでございます。

歳出でも申し上げますけれども、磐崎中、小名浜一中の武道場の吊り天井となっているものにつきまして、吊り天井を撤去し、耐震性を確保するものでございます。

次に、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金（現年度）8,224万3,000円の増、8,741万8,000円。

豊間中敷地造成工事分の負担金としておりましたものを、補助要件が柔軟に対応できる補助金付けかえをすることに伴うものでございます。

次に、中学校災害復旧費国庫負担金（過年度）4億2,774万1,000円の増、同額でございます。

文部科学省の豊間中学校の災害査定により、歳出事業費が確定したことに伴いまして、平成25年度、平成26年度、平成27年度の過年度分の歳入を、今般受けるものでございます。

次に、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金（過年度）でございます。

3億3,516万3,000円の増、同額でございます。

豊間中の敷地造成工事（過年度）実施分の補助金を2月補正で新規計上するものでございます。

次に、小学校一般補助施設整備等事業債3,190万円の減、7,410万円。

歳出事業「小学校校舎地震補強事業費（補助）」の確定に伴う起債の減となります。

次に、中学校学校教育施設等整備事業債3,300万円の減で、補正後の額は0円となっております。

歳出事業「中学校校舎地震補強事業費（補助）」の確定に伴う起債の皆減でございます。

こちらは、起債を予定しておりましたが、中学校の耐震事業におきまして、より事業費がかかるという見込みで起債を予定しておりましたが、想定していた事業費を予定していなかったということで皆減となるものでございます。

次に、中学校一般補助施設等整備事業債4,070万円の減、1億2,980万円。

歳出事業「中学校校舎地震補強事業費（補助）」の確定に伴う起債の減でございます。

最後に、中学校学校教育施設等整備事業債（国補正分）1,570万円、同額でございます。

国の2次補正予算の活用によりまして、先ほど申し上げました、吊り天井の防災機能強化事業費の新規計上でございます。

続きまして、歳出でございます。

5ページをお開き願います。

教育先進都市づくり基金積立金109万8,000円、同額でございます。

これは、田人二小教職員住宅の売却収入を基金に積み立てるため、2月補正で新規計上するものでございます。

売却収入は、施設マネジメント課（旧管財課）で受け入れるものでございます。

ただ、国の補助を受けて建築した教育施設を売却した場合、その売却益につきまして、国に戻すか、あるいは市の教育に関する基金に積み立てるか、どちらか選択できるんですけども、本市といたしましては、教育先進都市づくり基金に積み立てるものでございます。

次に、小学校環境改善事業費、これはエアコンでございます。

989万5,000円の減、2,897万5,000円。

入札差金による残を減額補正するものでございます。

次に、小学校校舎地震補強事業費（補助）5,970万3,000円の減、1億4,848万7,000円。

仮設校舎の賃借料の減、入札差金分の減額補正でございます。

プレハブ校舎を予定しておりました耐震化事業に伴いまして、予定しておりました鹿島小、錦東小分につきましては、プレハブ校舎を設置せず、既存の教室で対応できたということによる賃借料の減、そして入札差金分の減によるものでございます。

次に、中学校環境改善事業費、これもエアコンでございます。

617万1,000円の減、1,468万4,000円。

入札差金による減を減額補正するものでございます。

環境改善によります小学校・中学校の全保健室にエアコンを設置した事業でございます。

次に、中学校屋内運動場防災機能強化事業費2,374万8,000円、同額でございます。先ほど歳入で申し上げました、国の2次補正予算の活用で、磐崎中、小名浜一中の武道場の吊り天井落下防止工事と称しておりますけれども、実際は吊り天井を撤去しまして、新たに天井を付けかえるものでございます。

ちなみに、吊り天井を使っている道場はこの2校のみでございます。

次に、中学校校舎地震補強事業費（補助）1億1,929万7,000円の減、2億6,123万2,000円。

仮設校舎の賃借料の減、入札差金分の減額補正。

先ほどの小学校と同じく、平一中、湯本一中につきましては、プレハブを設けず耐震工事を行ったことによる賃借料の減でございます。

次に、施設管理運営費2,014万6,000円の減、20億2,751万9,000円。

これは、学校給食の配送業務委託の入札差金による残を減額補正するものでございます。

最後に、中学校災害復旧費1億5,893万7,000円の減、11億2,924万円。

文部科学省の災害査定により、豊間中学校の歳出事業費が確定したものでございます。

併せて継続費の期間延長及び年割額の変更を設定するものでございます。

続きまして、6ページ、ただいま申し上げました継続費でございます。

継続費補正（変更）校舎地震補強事業（小学校）平成27年度、平成28年度、2ヶ年で設定していた4億1,226万1,000円が、事業費が確定しましたことから3億5,255万8,000円、平成27年度はそのままですけれども、平成28年度は確定したものを減じたものでございます。

次に、同じく校舎地震補強事業（中学校）7億5,441万8,000円、6億3,512万1,000

円。

平成27年度の年割額は同じですけれども、平成28年度は確定したものを減じているものでございます。

次に、豊間中学校校舎建設事業、平成27年度、平成28年度の2カ年で予定しておりました12億4,052万1,000円、額は変わりませんが、工期が延長されることに伴いまして、平成29年度に6,312万7,000円を繰り延べているものでございます。

3ヶ年に継続費を設定したものでございます。

外構工事を平成29年度に行うものでございます。

次に、中学校災害復旧事業、これは江名中の武道場、田人中の体育館でございます。5億4,821万4,000円、江名中の武道場が、当初予定しておりました杭工事の地盤が脆弱であるということで、さらに工期が必要となったことから、平成29年度に6,935万4,000円を年割額に計上するものでございます。

なお、7月末には竣工する予定です。

続きまして、7ページをお開きください。

繰越明許費補正でございます。

本年平成28年度で計上しておりましたけれども、工期が年度内に完了しないことによりまして、繰り越しをいたすものでございます。

初めに、敷地造成事業費、好間第一小学校校門改修582万2,000円、竣工の予定は5月でございます。

用地を取得いたしまして、旧49号線沿いの正門前の校門を拡幅する工事でございます。

次に、仮設校舎整備事業費、磐崎小学校プレハブ校舎改築でございます。

6,454万7,000円、こちらは体育館の耐震化が遅れたことに伴いまして、プレハブの音楽室などで音楽祭の練習をする必要があったということで、プレハブ校舎の工期が遅れたもので、こちらも5月には改築が竣工する予定でございます。

最後に、屋内運動場防災機能強化事業費、武道場吊り天井落下防止対策、先ほど、歳入そして歳出でも申し上げましたけれども、磐崎中学校、小名浜第一中学校の吊り天井の防止対策につきましては、今回、国の第2次補正予算で計上し、来年度内で完了します。

2,374万8,000円の計上と繰り越しを生かしまして、設計に半年程度、工期に半年程度最大限かかるということで、来年3月末までには工事を完了する予定で、実際にその武道場が使えない期間は3、4ヶ月と見込んでおりまして、子どもたちは柔道をやっておりますので、ここは十分協議しながら、事業活動の支障を最小限にしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございました。

それでは、文化振興課長、お願いいたします。

文化振興課長 資料の7ページをお開き願います。

文化スポーツ室、文化振興課の補助執行分でございます。

事業は史跡白水阿弥陀堂境域公有化事業費でございます。

3,324万1,000円でございます。

これにつきましては、史跡白水阿弥陀堂の景観保持のため、境域内の土地の公有化に係る事業でございます。当初、今年度の完了を予定しておりましたが、地権者移転先の新築工事が大分遅れており、公有化の予定地にある建物の解体撤去について、今年度内の完了が見込まれるため、土地購入費及び移転消去の取組みに係るものです。説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございました。

それでは、平成28年度2月補正について、学校教育課、学校支援課、文化振興課から説明がありました。

御質問等あれば、よろしく願い申し上げます。

委員 学校教育課さんの歳出のほうですので、4ページ、4点ほどお願いします。

表の上から3番目と4番目、被災児童就学援助費の減ですけれども、先ほど見込み数が変わったということですが、年初はこの人数を予定していたけれども、実際はこの人数でいいのかどうかというのが第1点です。

それから第2点が、その上の表の1番目と2番目、被災児童遠距離等通学支援事業費も利用児童の減少ということですが、これも今と同じようなことと考えていいのかどうかというのが2点目。

3点目が表の2番目、中学校の被災生徒遠距離等通学支援事業費の事業概要のところですが、利用日に使っているということはわかるんですが、休業日にも使っているということなので、この理由についてお聞きしたいということが3点目。

あと、4点目が、下から2番目の奨学資金貸付金、言葉の問題なんですが、打ち切りというのと停止という意味と言いますか、それを教えていただけますでしょうか。

以上です。

教育長 では、課長、大丈夫ですか。

よろしく申し上げます。

学校教育課長 まず、1点目と2点目は同様のことだと思いますので、委員さん御指摘

のとおりで、歳出に当たっては、被災児童就学援助費については、小学校の場合は小学2年生から6年生は学年をスライドさせます。

それから新1年生分については、これまでの平成23年度から平成27年度までの児童数に占める認定者数の割合の平均を、新入学の予定数の見込み数に乗じた数ということで算出しております。

当初予算を算出するに当たっては、

それから中学校の場合には、同様に2年生・3年生は学年をスライドさせる。

そして新1年生分については、小学校6年生分をスライドさせるというようなことで算出に当たっています。

それで、転出・転入とか、あるいは家の事情とか、例えばスクールバスの利用とかに関しては、事情等が変更になって、当初の見込みと違いが生じているというところでございます。

それから休業日ですね。

休業日につきましては、これ、中学校なんですけれども、部活動で、例えば、夏休みなどの部活動の行き帰りにスクールバスの援助をしているということで、予算に上がっているということでございます。

それから停止と打ち切りの違いなんですけれども、例えば、大学を途中で退学してしまうという場合には打ち切り。

そして停止の場合には、留学か何かで大学を休学している。

留学するといった場合は停止という扱いにしています。

委員 はい、ありがとうございました。

教育長 そのほかございますか。

何でも結構でございます。

予算の時点ではね、数を少し多目に算出しても、実際には今、子どもが減っていますからね。

委員 2ページが一番下ですね。

寄附をいただいた、一番多い金額をいただいた株式会社ユーラスエナジーという会社は何をやっている会社ですか。

学校教育課長 株式会社ユーラスエナジーという会社は、東京の港区に本社を置く、風力発電で国内最大手の会社で、世界でも事業展開するような有数の発電事業者でございまして、田村市といわき市のところにあるウインドファームがありますね。

そういったところの建築も関わっているような会社でございます。

委員 5ページなんですけれども、学校支援課の一番目、教育先進都市づくり基金積立金で、田人二小の教職員住宅の売却収入をこちらに入れていただいたということで、選択肢は2つあるけど、こちらにということで、これからもぜひ、こういうことがあったらお願いしたいなと思います。
よろしくをお願いします。

教育長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、(1)平成28年度2月補正予算について、以上で、終わりたいと思います。

それでは、(2)平成29年度当初予算について、入ってまいりたいと思います。

これについては、かなり量がありますので、主要事業ごとに質疑をとりまとめたいと考えておりますが、よろしくをお願いしたいと思います。

初めに、吉村教育政策課長から、説明をお願いいたします。

教育政策課長 教育長の報告(2)平成29年度当初予算についてでございます。

説明は、別冊資料2をご覧願いたいと思います。

1ページ目をお開き願います。

平成29年度当初予算総括表でございますが、こちらは、補助執行分を除く教育委員会事務局分の予算となっております。

まず、歳入でございますが、上のほうから説明申し上げます。

平成29年度当初予算額でございますが、教育政策課が30万4,000円、生涯学習課が4億5,685万1,000円、学校教育課が2億3,744万6,000円、学校支援課が16億9,598万2,000円、いわき総合図書館が203万7,000円であり、事務局全体の歳入合計では、23億9,262万円となっております、昨年の当初予算額と比べますと、2億8,629万3,000円の減となっております。

平成29年度の主な歳入は、表の右側に記載のとおりとなっております

次に、歳出でございますが、下の表をご覧願います。

平成29年度当初予算額でございますが、教育政策課が5億1,069万6,000円、生涯学習課が15億6,518万円2,000円、学校教育課が17億7,588万円1,000円、学校支援課が48億427万1,000円、いわき総合図書館が6億3,517万8,000円であり、事務局全体の歳出合計では、92億9,120万8,000円となっております、昨年の当初予算額と比べますと、10億9,455万1,000円の減となっております。

平成29年度の主な歳出は、表の右側に記載のとおりとなっております。

私からは以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

それでは、2ページ目ですが、こどもみらい部関係経費について、よろしくお願ひします。

こどもみらい課長 こどもみらい部関係経費について、2ページ目をご覧いただきたいと思ひます。

1項教育総務費、2目事務局費、平成29年度当初予算額6,791万5000円、平成28年度当初予算額と比べますと733万6,000円の増。

4項幼稚園費につきましては、1目幼稚園費、平成29年度当初予算額3億6,277万7,000円、平成28年度当初予算額と比較しますと4,604万円の減。

合計で4億3,069万2,000円、平成28年度との比較では、3,870万4,000円の減でございます。

主な要因としては、幼稚園管理費で概ね9,000万円の減、内訳はエアコンは1,200万円で、7,700万円は、四倉の第一幼稚園の園舎解体撤去の経費が、平成28年度の見込み額では皆減になって、増減理由はそれ以外で大規模維持補修分などは増えているので、幼稚園費の増減額は、4,604万円のマイナスというものでございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

それでは、文化スポーツ室関係経費について、文化振興課長、お願ひします。

文化振興課長 その次の欄でございます。

文化スポーツ室関係経費の当課分の補助執行分でございます。

平成29年度の当初予算額につきましては、5項社会教育費、6目文化財保護費におきまして、当初予算額が1億8,906万5,000円、7目美術館費につきましては2億2,349万6,000円、合計で4億1,256万1,000円となっております、平成28年度との比較ですと、1億828万7,000円の減となっております。

主な要因でございますが、美術館におけます大規模な修繕等が平成29年度はゼロと。それから美術館の人件費の減、それから専称寺の大規模な改修工事を現在行っておりますが、事業計画どおりであります、前年度よりは規模の減少。

それから、先ほど申し上げました、白水阿弥陀堂の境域の公有化が平成28年度はございませんので、こういった減が主な要因でございます。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

それでは、総括表について概要説明いただきました。

具体的には、主要事業の概要で出てきますので、それも含めて、また、それ以外のことについては、後ほど御質問をお受けしたいと思っています。

それでは、早速ですが、3ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年度主要事業の概要について、まず生涯学習課関係でございます。

よろしく申し上げます。

生涯学習課長 生涯学習課からは施設管理運営費でございます。

10款5項2目の公民館費、施設管理運営費、公民館嘱託職員賃金でございます。

予算額1億4,509万2,000円でございます。

併せて、4ページに公民館の機構図がございますので、ご覧いただきたいと思います。

事業の目的でございますが、「公民館運営指針」に基づきまして、地域ニーズへの対応力を強化し、地域との信頼関係を構築するため、公民館職員の嘱託化及び非常勤主事の増員を行うものでございます。

これまでの取組みということで、今後の方針に基づき、平成32年を完了年度として、年度ごとに5館程度ずつ地区公民館の嘱託化を進めることとしてございます。

平成27年度、平成28年度導入館は、記載のとおりでございます。

平成29年度取組みでございますが、公民館職員の嘱託化に伴って、市民サービスセンター・窓口コーナーにつきましては、あり方の結論が得られていないということで、嘱託化が困難であることから、これらが設置されている公民館を除外した上で、これまでに嘱託化及び常勤嘱託職員の導入を行っている公民館の連絡調整館の間のバランスを考慮いたしまして、平成29年度につきましては、高久、赤井、平窪、山田、川部の5館につきまして、平成29年度から嘱託化実施館として選定いたしまして、必要な手続を進めている状況でございます。

その結果ということになります。公民館全体の職員の数について、参考までに説明させていただきたいと思っておりますけれども、平成28年度の当初予算、平成29年度の当初予算の比較になります。正規の職員につきましては、50人から45人ということで5名の減、それから再任用の短時間職員になりますが、これはそれぞれ6名で変更はございません。

嘱託館長は8名に対して13名で5人の増、常勤の嘱託職員につきましては12名から13名ということで1名の増、非常勤の嘱託職員が33名から37名ということで4人の増、日々雇用につきましては1人ということで変わりはありません。

合計いたしまして、平成28年度は110名体制でしたが、平成29年度につきましては、全体で115名体制で5人の増という形になるものでございます。

説明については、以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

それでは、まず、生涯学習課分の公民館職員の嘱託化に関わる予算でございます。

年次計画で嘱託化をするということで、次年度については、ここにありますように、高久、赤井、平窪、山田、川部の5館を嘱託館長化をするということで進めている。併せて非常勤嘱託職員も導入するような形で進めていくということです。

御質問等ございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、続きまして5ページに移ります。

生涯学習課分でございます。

土曜学習推進事業費について、お願いします。

生涯学習課長 生涯学習課、2点目でございます。

10款5項2目公民館費、土曜学習推進事業費についてでございます。

予算額につきましては517万2,000円でございます。

午前中も説明をさせていただきましたので、詳細な説明は割愛させていただきたいと思いますが、2番のこれまでの取組みの下のところ、平成28年度の実施校というところで記載がありますが、平成29年度につきましては、午前中お話し申し上げたように、5校の増加を見込んだ予算となっております。

それから土曜学習コーディネーターにつきましては、今年度1名だったところ、平成29年度につきましては、2名体制ということで、1名の増を見込んだ形となっております。

したがって、予算額も前年度比較で2倍近くになっている状況でございます。

一番下、特定財源の説明の欄をご覧いただきたいと思いますが、こちらは被災者支援総合交付金ということで、交付金対応全額となっている状況でございます。

なお、今後の全市的な展開を目指していくということで、今年度まではモデル事業ということでしたが、事業名につきましてもモデルを外しまして、土曜学習推進事業費として本年度から移行したところでございます。

私からは以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

ただいま土曜学習推進事業費について、御説明いただきました。

昨年度までは、全地区に広げるということで、一応大体市内全地区に広まったということで、昨年度まではモデル事業だったけれども、本年度からはモデルを取って新

事業ということでございます。

先ほども話がありましたが、何か御質問等ございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、次に移らせていただきます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

これも生涯学習課所管でございます。

文化センター耐震化事業費について、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 10款5項4目文化センター費、文化センター耐震化事業費でございます。

予算額4億2,644万3,000円でございます。

1 事業目的でございますが、施設利用者の安全性の確保や、災害対策本部、市民相談窓口など、震災時に担った役割を踏まえて、耐震補強工事を実施し、施設機能の強化及び地域防災力の向上を図るものでございます。

2 施設概要ですが、建築年は昭和50年2月28日竣工で、同年4月1日からの施設開館、41年が経過をした施設でございます。

構造、施設規模につきましては記載のとおりでございます。

建設費用ですが、建設当時の金額になりますけれども、約13億7,500万円でございます。

耐震性能ですが、平成25年に耐震診断を行っておりまして、その耐震指標 I_s 値につきましては、0.08~0.50という結果となっております。

下の※印に記載をしておりますけれども、この I_s 値につきましては、0.6を下回りますと崩壊する危険性がある。

これは震度6以上の場合が前提ですが、0.6を下回ると崩壊する危険性がある。

0.3を下回ると崩壊する危険性が高いとされている数値でございます。

したがって、文化センターについては耐震性能が不足をしている状況でございます。

3 耐震補強工事概要でございますが、建物の外側に外付け鉄骨ブレース工法を採用する予定としてございます。

工期につきましては24ヶ月、3ヶ年度にわたる工期を見込んでいる状況でございます。

補強計画につきましては、RC壁、耐力壁といたしまして、新設4箇所、補強7箇所、柱の補強が2箇所、ブレースにつきましては72箇所、建物の北側、それから東側にあわせて72箇所のブレースが入ってくるという中身でございます。

事業費ですが、総事業費としまして、3ヶ年の継続費を設定してございますが、工事請負費だけの合計でございますが、8億4,297万4,000円でございます。この中で平

成29年度が4億2,148万7,000円の工事費。

それから、その下にも記載がございますけれども、事務室移転費用としての委託料が303万4,000円。

それから駐車場なども工事に伴って資材置き場になったりということもありますので、別途ということで、十五町目駐車場の駐車場使用料ということで192万2,000円、平成29年度予算ということでございます。

特定財源につきましては、工事請負費に対する財源ということで、社会教育施設整備事業債ということで、充当率100%の起債を活用しております。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

ただいま、文化センター耐震化事業費について、御説明いただきました。

いよいよ文化センターの耐震化工事が始まりますが、3年間にわたりますので、しばらくは不自由を来すのではないかなと思うのですが、Is値が低いということで怖いですね。

何か御質問等ございますか。

委員 これは、工事しながら使ってはられるんですよね。

確認ですみません。

生涯学習課長 工事そのものは、鉄骨ブレース工法があるということで、下の階からやっていくということにはなりますが、その中で1階をやっているときには、上のほうは使えないという部分はございますので、そういった形で進めていくと。

ただ、工事をしているという状況なものですから、騒音が発生したり、振動があったり、御不便はおかけするような形になってしまう状況でございます。

教育長 よろしいですか。

色々ちょっと支障がありますね。

これを見ると、鉄骨ブレースのほかに柱補強とかもありますので、不便を来すことも出てくるかなと思います。

委員 駐車場はつukらないのか。

生涯学習課長 駐車場も全面使えないということではないんですけれども、一部資材を置いたりとか、工事関係の事務室の建築を入れたりとか想定されますので、その部分の対応として、十五町目の駐車場の御利用については駐車券を発行して、そちらを

利用された方については対応できるような形で、予算は計上している状況でございます。

委員 そうすると、駐車している時間は、そのまま無料になるということですか。

生涯学習課長 駐車した時間全て長時間にわたって文化センターを利用していただいたということであると、全ての時間ということにはならないかもしれませんが、利用に際して少なくとも1枚配るという形での交付は考えています。

教育長 ちょっと館長から少しお話が。

中央公民館長 そうですね、今現在、駐車場は満車になって、スペースがないんですよね。その場合、3時間分ぐらいの駐車券を差し上げています。一律ですね。

今回の業者さんも、駐車場の半分近くが工事現場、資材置き場ということになってしまうものですから、その分の予算を要求させていただきました。

3時間ということですね。

教育長 そのほかございますか。

よろしいですか。

それでは、次に移らせていただきます。

7ページです。

これは学校教育課分になります。

体験型経済教育事業費交通費支援分ということで、学校教育課長、よろしく願います。

学校教育課長 続きまして、学校教育課の分を御説明いたします。

体験型経済教育事業費交通費支援分でございます。

新規事業で予算額が322万4,000円でございます。

事業目的は、体験型経済教育施設E l e mにおいて、小学校5年生及び中学校2年生が経済体験学習プログラムを実施するに当たり、学校から当該施設までの移動に係る交通費について支援を行い、保護者負担の軽減を図るものでございます。

内容といたしましては、当該施設から2キロ圏内の小中学校は、徒歩による移動を想定し、補助対象外でございますが、それ以外の学校につきましては、公共交通機関利用分等の金額を補助するものでございます。

なお、同施設において実施するプログラムにつきましては、正規の教育課程に位置づけられた授業として実施するものでありまして、当該学習の体験学習6時間を含め、

総合的な学習の時間中15時間を当ててあります。

また、特定財源につきましては、教育先進都市づくり基金繰入金322万4,000円でございます。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質問等ございますか。

委員 施設の安全面とか、命に関わるというところの予算というのは、割と確保しやすいところがある中で、これ新規ですよ。

体験型経済教育事業なんですけど、本当にこれは保護者負担になっているので、交通費を負担してくださるというのは助かると思います。

関係者の皆様、本当に御苦労さまでした。

委員 2キロというのは、どこの学校になるんですか。

学校教育課長 今、想定してございますのは、小学校で言いますと、平一小、平二小、平三小。

中学校で言いますと、平一中、平三中、今のところ想定できるのはそのぐらいでございます。

委員 この公共交通機関利用分ということは、例えばですけれども、電車1人の運賃、湯本からいわき駅まで、掛けるその学校の人数分というようなことで考えてよろしいんですか。

学校教育課長 公共交通機関につきましては、バス路線が走っているところにつきましては、バス停から施設の近いところのバス停までということで、1人当たりの運賃、JRも同様でございます。

掛ける人数です。

教育長 実際には、貸し切りバスを契約して、それについて補助するという形ということだね。

体験型経済教育事業費交通費支援分については、よろしいですか。

それでは、次に進みます。

語学指導外国青年招致事業費、学校教育課長、よろしく申し上げます。

学校教育課長 続きまして、8ページでございます。

語学指導外国青年招致事業費でございます。

継続事業で予算額が1億4,525万円でございます。

これは、外国語指導助手を小学校、中学校、幼稚園に派遣することで、英語になれ親しみ、外国の文化等に対する理解を深めるとともに実践的なコミュニケーション能力を育成するものでございます。

本市におきましては、昭和62年度から、語学指導等を行う当事業等を導入しまして、市内中学校における生徒の実践的なコミュニケーション能力の育成を目指した事業を展開してまいりました。

また、現行の学習指導要領における小学校5年生、6年生の英語活動への円滑な移行を図るために、文部科学省から英語特区の認定を受けまして、平成18年度から市内全小学校へALTを派遣し、小学校における英語教育の推進を図ってまいりました。

現在は、合計22名のALTが、小学校7校、中学校6校ある基幹校から全小中学校を訪問し、中学校においては英語科教師、小学校においては学級担任とのティームティーチングによって、コミュニケーション能力の育成を図っております。

さらに、年3回の長期休業中には、小学校4年生以上と中学生を対象に、エンジョイ英会話を実施したり、市内幼稚園の要望に応じて、年3回ALT訪問を実施してございます。

次期学習指導要領の小学校における英語教育の対応につきまして、下の点線枠の囲みでございますように、英語教育の早期化、さらには授業時数の増加、短時間学習の導入などが、その内容となるわけですけれども、次年度はALTを2名増員し、計24名体制とし、2名増員となったALTの活用を含め、小学校英語教育推進のための調査研究を進めるとともに、次期学習指導要領の内容の実施に向け研修を実施してまいりたいと思っております。

なお、特定財源につきましては、住宅貸付収入と被保険者の負担金でございます。以上でございます。

教育長 はい、ALT関係ですね。

ただいまの説明に対して、御質問等ございますか。

委員 先日、英語についての、この件についての報告をさせていただいたわけなんですけど、今回、英語教育の先行実施を、1年目ですよね、来年がね。

もうすぐですよ。

それに当たりまして、ALTを2名という、プラス2名です。

1名でもいいのかなという考えもあるかもしれませんが、ALTを2名ということで、この予算額を見ても、プラス800万円ぐらいかなと見たんですけども、私は本

当に大変さがわかって、学校教育課並びに教育委員会全体としましても、センターとしましても、これはかなり努力したんだと思います。

努力しても、ALT 2名でやらなくちゃならないという実状を踏まえまして、やはり私たちの役目として、これは言い続けていかなければ、平成30年度に向かって、小学校の先生が9教科教えている上に、さらにこの1教科が増えて、教材・教具があるからいいんじゃないですか、人的支援はいらんないんじゃないんですかというのは、かなりおかしいと思うんです。

教材・教具を使うことも、今度研修等で、先生方にかなり教えていかななくてはならないと思う。

多分教材・教具を特に使わなくてはならないのは、モジュールの15分間、こんなのどこの何を使うんだこんなのと、そんなの時間終わっちゃいますよ。

15掛ける3で45分ですから。

ですから、そういう物的な物を与えればできるんじゃないかという考えが私としては、これ私の言ったことは、多分記録になると思いますので、言わせていただきますけれども、それだけじゃ済まない。

もちろん物的な物の使い方を教えるのは、センターなり教育委員会で、色々ところで教えていかななくてはならない。

その努力はしなくてはならない。

だけど、来年は言います。

先行の2年目、加えて、ALTのほかに、本当は欲しいのは、ALTプラス基幹校において指導してくださる先生がいるといいなと思うんですけれども、今、ALTがやったり、基幹校の指導の先生がいるといいなと思うんですけれども、2年目に向けて、また来年頑張っていたきたいというのが、皆さんの努力は2名確保しただけでも、まして、前にこの交通費支援分も確保しているわけですから、努力はわかります。

わかりますけれども、そんなふうにしていただきたいことが1点。

ALTが小学校に入る回数はふえますか、減りますか、いかがでしょうか。

総合教育センター所長 小学校のほうは、現在、全外国語活動の70%にALTが入っております。2名増加ということで、英語の授業の中の29%入るという状況になるという計算になります。

ちょっとぐっとパーセンテージは落ちます。

委員 落ちますよね、ぐっと落ちてしまうんですが、そこをどうするか。

時間数は増える、ALTの入る時数は減る、そこでそのまま仕方ないよと終わるのではなくて、私たちはもう決まってしまったんだから、どうするかというのが、今後、

センターと教育委員会との、可哀想なんですけれども頑張りですよ。

本当にそう思います。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、教員向け研修は。

総合教育センター所長 小学校なんですけれども、本年度、総合教育センターの中央研修に、英語教育推進リーダーということで1名研修を受けて来ましたので、来年度と再来年度、うちで授業力向上講座の外国語活動というのをやっております、そちらの1と2で別枠講習、来年度は、小学校が8月9日と10日の研修があるんですが、2日間で中央研修で受けた推進リーダーの研修を受けて、これからの外国語活動、英語活動に対応できる先生方の研修を行う。

それから授業力向上講座3というのもありまして、こちらは、筑波大付属小学校の外国語活動の先生に毎年来ていただいて、ティームティーチングの授業の進め方について、実際に授業をやっていただいて、飛び込み授業で、それを見て質問をしたり、講義を受けたりというの、また来年も受けます。

それから、先ほど教材の話が出ましたので、教材等を活用したモジュール形式の授業等にも対応しなければいけませんので、来年度は、11月21日に外国語活動担当研修というのを改めて設けて、そちらのほうで授業の進め方について、外国語の担当の研修を新たに行う予定です。

委員 御苦勞さまです。

お願ひいたします。

みんな頑張らなくちゃならないのに、ここにいる人ですものね。

御苦勞さまです。

よろしくお願ひいたします。

委員 今はいろんな通信とか発達して、見れば伝わるだろうという考え方もあると思うんですよ。

インターネットを利用したりとか。

ただ、やっぱり私は、基本は、何かを伝えるというのは人対人だと思うんです。

ですから、そういった点で、やっぱりそういったところが切られるというのは違うんじゃないかなという思いがありますので、本当に皆様方の御苦勞はよくお聞きしているんですが、またほかのいろんなところでも、私も声を上げたり、働きかけをしたりしていきたいなと思うところです。

よろしくお願ひします。

委員 全く同意見なんですけれども、コミュニケーションを図るといのは、人対人でなければ絶対できないですね。

機械対人はコミュニケーションを図れませんので。

やはりそこに生きた人がいなければ、生きた英語、生きた言葉というのは絶対に得られないと確信しています。

私は身をもってわかっているのですが、このことについて、ALTについてもですけども、ぜひずっとあきらめずに声を上げ続けていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それからもう1つ、このことにつきまして、小学校英語に関わることにつきましてなんですけれども、これから本格的に英語を教えるとなると、先生の負担と、それを教わるのは生徒たちですよ。

その生徒たちに及ぼす影響というのを考えると、必ずもっと力が必要だと思います。私、前にも皆さんの前でお伝えしたこともあるんですけども、ぜひ地域から力を借りて、いわき市独自のものを、ネットワークをつくってもいいのではないかと。

ALTの場でちょっと申し上げるのは不自然なのかもしれませんが、子どもたちを育てるために、ぜひそれをやりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

教育長 はい、ありがとうございます。

これはどうなるか、これから検討なんですけど、実は先行実施ということで、平成30年から始められるんですけど、ただ、よく考えると、中学校との関係もしっかり考えないと、先行実施すべきなのかどうかというところを、ちょっと検討をもう少しきちっとしていかないといけないかなと。

この委員会の皆さんはよくわかると思うんですけど、英語ってどんどん上がっていかないと駄目なんです。

戻ってまた繰り返してしまうというのは、ほとんど意味がないと身をもって知っています。

父親に小学校5年から英語をやらされたんですけど、小学校5、6年でやったんですよ。

中学校でまた同じことをやったんですね。

英語というのは、どんどん先に進まないとか全く意味がないとよく言われることで、そうすると、小学校で先行実施して、中学校で現行指導のままだというと、つまり余り意味がないんですね。

重なりができてしまうんで。

それだったら、中学校との兼ね合いを見ながら、いつスタートするかということを慎重に考えていったほうがいい。

そのための条件詮議をしっかりとそれまでにやるということも大事です。

A L Tは非常に予算もかかることで、なかなか財政も厳しく、今回2名ということだったんですけれども、やっぱりそれは継続してお願いしながらも、今、委員から御提案があったように、地域の方とか、そういうようなノウハウを持った方々も数多くいるはずなので、もう一度その方々に声をかけて、お手伝いしていただけるのであれば、どんなふうにお手伝いの中に入れていくかということも、やはりその間にきちっとやっていく必要があるだろうなと思います。

それから、直接対話ということがすごく大事なんです。

それを入れながらも、そうできない部分についても、やはりA L Tが少し関わったほうがよければ、例えばテレビ会議室を使ってやりとりをするというのも、一緒に学ぶということも、それだってプラスアルファとしてできることなので、色々考えていかなければいけないこともすごくあるかと思うのです。

そこについては、来年度以降、本格実施に向けて様々な可能性を探りながら準備に入っていかなければいけない。

併せて教員の研修は当然のことながら行い、それで多くを見極めながら、いわきについてはいつから実施するのか、しっかりと見据えながらやっていくことが大事だなと思っています。

ただ、中学校の先行実施の可能性が、少しあやふやなところがあって、その辺がもっとしっかりしてもらわないと。

モジュールもそうなんですけれども、モジュールはやらなければいけないということではなくて、いわゆる小学校は35時間増えて70時間なんですけれども、その内の片方をモジュールということは、国は言っているんですが、それはあくまでも授業時数の確保のために言っているだけで、ところが今、小学校は朝5時間とか、読書活動をやったり、いろんな活動をやって、そこからそれを入れていくというのは、非常に難しいんですよ。

せつかく今までやってきたことを切るわけですから。

そうすると、モジュールがいいのかということもあるし、確かに短時間学習にモジュールが効果があると言われているんですけれども、その辺も検討しなくちゃいけないところもあるのかと。

ということで、これについてはA L Tの話から大分脱線しましたが、今後しっかり検討していかなければならないと思っています。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、次に、9ページにまいります。

学校支援課になりますが、小・中学校管理費大規模維持補修分について、学校支援

課長お願いします。

学校支援課長 9ページ、事業名、小・中学校管理費大規模維持補修分でございます。

事業名は小・中学校となっておりますけれども、款・項・目の項には、小学校費、中学校費と分かれております。

新規でございます。

予算額小学校1,896万2,000円、中学校8,404万8,000円、合わせまして1億301万円となっております。

事業の目的でございますが、本市の学校施設は、多くが築40年以上経過しており、老朽化が進み、応急的な部分修繕では対応が困難なものも多いことから、児童・生徒にとって安全・安心な教育環境を維持するため、経常的経費の維持補修費だけでは対応困難となっている学校施設の臨時的かつ大規模な維持補修工事を実施し、施設の長期活用を図るものでございます。

事業内容といたしましては、小学校1箇所、中学校3箇所の維持補修でございます。

小学校は泉小学校屋内運動場屋根改修工事。

中学校につきましては、植田中学校北校舎屋上防水改修工事、ちなみに植田中につきましては、南校舎の屋上防水改修工事を本年度実施しております。

湯本第二中学校校舎屋上防水改修工事、それから四倉中学校屋内運動場屋根改修工事となっております。

説明は以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

ということで、別枠で1億円ほどいただいております。

これについて、何かございますか。

これからこれは必要になってきますね。

よろしいですか。

それでは、次に行きます。

10ページ学校支援課です。

学校給食共同調理場環境改善事業費について、学校支援課長、お願いいたします。

学校支援課長 10ページ、事業名、学校給食共同調理場環境改善事業費でございます。

予算額3,968万9,000円でございます。

事業の目的といたしましては、給調、学校給食センターが、全般的に老朽化が進んでおりまして、計画的な整備が進んで必要な状況でございます。

施設の延命化や安全面の確保、食品衛生管理環境の向上、食中毒事故等の未然防止の観点から、施設、設備の改修を行うものでございます。

来年度の事業といたしまして、4つの工事を予定してございます。

(1)小名浜学校給食共同調理場エアコン設置工事。

(2)四倉学校給食共同調理場エアコン設置工事。

この両施設につきましては、釜やフライヤーの加熱作業で、施設内が大変高温多湿になるということで、調理の安全衛生上における快適な環境を確保する観点から、エアコンの設置工事を行うものでございます。

なお、昨年4月に稼働いたしました勿来と常磐につきましては、既に全館エアコンの空調が整っております。

平南部につきましては、調味庫という、調味料などを置く比較的広い部屋にエアコンを設置して、何かあった場合、そちらで涼むというような部屋を本年度整備いたしました。

平北部と四倉につきましては、換気扇はついておりますけれども、こういった空調設備、エアコンの設置はまだでございます。

次に、(3)四倉学校給食共同調理場トイレ設置工事、洋式トイレが設置されておられません四倉の給調につきまして、洋式化を図るものでございます。

最後に、(4)常磐学校給食共同調理場ボイラー取替工事設計委託、これは工事ではございませんで、設計委託ということで、現在、常磐給調には重油ボイラーとペレットボイラーの2基がございますけれども、ペレットボイラーにつきましては、震災で故障いたしまして、使用を停止しております。

現在重油ボイラーで稼働している状況で、このペレットボイラーの取り替えに係る設計委託を本年度行うものでございます。

工事は来年度行うものでございます。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

この件について、何か御質問等ございますか。

委員 今の御説明ですと、次年度、四倉はエアコンの設置工事をしますので、エアコンのない給調は平の南部と北部のみになるのかということをお伺いしたい。

学校支援課長 このたび四倉はエアコンを設置しますので、現在、純粋にエアコンがないというのは平北部だけで、南部は、給調室にはエアコンがないんですけども、涼むところには設置してございます。

委員 では、トイレに関してもなんですが、和式のみで四倉給調は全部洋式にするのかということと、あと、ほかのところでも和式だけとか、トイレの状況について、その

辺教えていただけますか。

学校支援課長 ほかの和式の状況なんです、和式が残っておりますのは、三和の給調が男子トイレが和式になっております。それから、平北部は6つあるうちで1基が洋式化されているということで、5基が洋式化されていないものですから、こういった来年度の事業の中で、予算額をご覧になればわかりますが、当初、平成28年度より多くつけていただいておりますので、この工事の差金の中で、今申し上げた洋式化が図られていない部分についても、差金が生じた場合は、極力洋式化していきたいと考えています。

委員 平南部・北部さんですと、その人数の多い少ないだけではないと思いますけれども、結構多くの調理をなさるところでしょうから、もし何かあったらということもあると思いますので。

教育長 それでは、よろしいですか。

それでは、11ページ学校支援課です。

中学校災害復旧費について、学校支援課長、お願いします。

学校支援課長 11ページ、中学校災害復旧費でございます。

予算額5億4,999万円でございます。

内容につきましては、先ほどの来年度2月補正と、それから平成29年度予算の説明の中で申し上げた部分もでございますので、こうした事業の竣工時期について、事業においては説明を申し上げたいと思います。

豊間中学校につきましては、校舎につきましては、本年夏休み明けに供用開始を予定しております。

豊間中学校屋内運動場、体育館につきましては、来年の3月に竣工予定として工事を進めてまいりたいと考えております。

江名中学校、これは武道場、先ほど申し上げましたけれども、本年7月に竣工予定で工事を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

教育長 というのがスケジュールですね。

豊間中学校については、供用開始は夏休み明け、2学期からは使えるようになるだろうということで、夏休み中に引っ越しという形になります。

体育館については来年3月までに竣工すると。江名中についても本年7月に竣工予定ということです。

よろしいですか。

それでは、次に行きます。

次は、いわき総合図書館分ですね。

図書館資料整備費について、いわき総合図書館長、お願いします。

総合図書館長 資料12ページになります。

図書館資料整備費です。

図書館費のうち、主要事業といたしまして図書館資料整備費を挙げております。

予算額は6,822万5,000円、これは前年と同額です。

事業目的のところに記載がありますが、総合図書館はラトブ4階、5階で開館いたしまして、平成29年度10周年を迎えます。

それでひとつの節目になるわけですが、今後さらに多様化する市民ニーズに的確に答えていくために、図書館資料の整備、さらには企画展及び講演会等の各種事業の展開を考えております。

資料整備事業の内容ですけれども、大きな2番にありますように、1つは図書、さらにはオーディオ・ビジュアル資料、雑誌及び新聞の購入となっております。

また、もう1つは郷土資料のデジタル化。

これは、図書館でこれまで受け入れいたしました三猿文庫、さらには菊池資料の計画的なデジタル化でございまして、市民の皆様に公開していく。

このような事業を6,822万5,000円の中で支出する考えでございまして。

以上です。

教育長 はい、ありがとうございます。

この件について、何か御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に13ページ、文化振興課関係、指定文化財等保存事業費について、文化振興課長、お願いします。

文化振興課長 文化振興課の補助執行の文化財保護費のうち、指定文化財等保存事業費でございまして。

継続事業であります、予算額が3,786万1,000円、前年度から飛躍的に今回は予算を獲得しております。

事業の目的でございまして、指定文化財の所有者が修理等に対し、いわき市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づきまして補助を行い、文化財の適切かつ良好な状態での保存・継承を図るものでございます。

事業内容でございまして、1つ目が委託料、こちらは、国指定天然記念物中釜戸の

シダレモミジ保全業務委託ということで、管理者である市の事業として実施するもの
でございます。

大きな古木でございますが、これの樹勢回復、部分的に腐れが入って枝が一部枯れ
るような場合もございますが、こういったものの処理を行い、樹勢回復を図るため、
病害虫防除等を実施するもので、20万円の金額でございますが、実施いたします。

2つ目、補助金でございますが、こちらは、国・県、市指定文化財の修理等に対す
る補助金でございます。

①国指定専称寺本堂につきましては、本年度334万円の一般修理分、それから災害
復旧分が別でございますので、これを両方合わせて平成30年度までの継続事業で実施
しているものでございます。

②国指定飯野八幡宮防災設備保守点検補助21万1,000円。

③国宝白水阿弥陀堂小修理（内陣剥落止め）、内陣と言いますのは、堂に入りまし
て内側のぐるりを囲んでいるところに極彩色の紋様があったようで、それが大分薄れ
て、これ以上薄れないように剥落止めという処理を行うもので、26万6,000円程度
の補助金でございます。

次、④につきましては、新規事業ですが、県指定建造物満照寺不動堂修復事業とし
て381万9,000円。

こちらは県指定の新規事業でございます。

⑤⑥につきましては、⑤が市指定無形文化財等技術保存補助、記載のように、北赤
井諏訪神社芸能保存会など5団体に対しまして、1団体10万円の補助で50万円とい
うことでございます。

⑥は、市内に貴重な湿原、対象団体が小川郷の内倉湿原、三和の差塩湿原がござい
ますが、これらの貴重な湿原の除草作業等による定期的管理を行う2団体に補助金
を交付するものでございます。

⑦でございますが、平成28年、平成29年の2年間の事業でございますが、飯野八幡
宮幣殿、市指定の建造物でございます。

修復とありますが、概ね屋根のふき替え工事になります。

1,735万円程度になります。

①から⑩までは単年度の新規事業でございますが、⑧が市指定建造物温泉神社本殿
修復事業補助112万5,000円。

次が出羽神社本殿修復事業補助683万5,000円。

小名浜にあります禅長寺仏殿修復事業補助103万3,000円。

最後が吉田家門の修復事業補助ということで298万2,000円。

こういった後半の部分につきましては、所有者が負担を伴う補助事業でございま
すが、適時適切に行う必要があり、今回は全て負担を確保できたところでございま
す。説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

この件について、何か御質問等ございますか。

よろしいですか。

次にまいります。

同じく文化振興課の関係、いわき市立美術館企画展事業費について、美術館長、お願いします。

美術館長 いわき市立美術館企画展事業費について、説明をいたします。

事業目的については、毎年のことですけれども、いわきゆかりの、あるいは国内外のすぐれた芸術を紹介することによって、成熟した豊かな文化社会の形成に寄与すること、さらに地域における文化の担い手たちの育成を目的に継続実施しております。

事業内容ですけれども、有料企画展は、平成29年度は5本を開催いたします。

これは例年通りでございます。

最初に行われるのがレオナール・フジタとモデルたち。

日本では藤田嗣治と言ったほうがわかるかと思えます。

パリに渡って活躍して、戦中は日本におりましたけれども、戦後になってから追われるようにしてパリに戻り、日本との縁を切るためにフランスに帰化をしてレオナール・フジタと名前を変えました。

そちらのほうに2つ目のスポットを当てていることから、レオナール・フジタとタイトルとなっております。

1920年代、狂乱の時代と呼ばれた、パリのモンパルナスの中心的な作家の1人でした。

2番目は、6月から7月、ディヴィッド・ホックニー版画展。

これは、ニース生まれでアメリカで活躍している作家でして、アメリカンポップアートが1960年代に一世を風靡しましたけれども、これの次を担う作家として、極めて高く評価されてきた作家です。

いわき市立美術館でも何点か持っておりますけれども、今回は、これを大量に集めている東京都現代美術館のコレクションを中心にして、近作まで含めて、およそ120点くらいで構成するものです。

それから3番目、これは当館として初めて開催するタイプの展覧会です。

魔法の美術館、いわゆる絵画アートです。

絵画・彫刻ではなくて、映像・光・音、わかりやすく言うと、映像を使いながらコンピューターを駆使して、様々な音や光を取り込んでくる。

場合によっては参加者がそのまま作品の中に入り込んでしまう。

想像できない美術と言いますか、そういうタイプのものを集めた展覧会です。
夏休みに合わせて、子どもたち、それから子どもと親が一緒になって楽しむと。
それから、できれば幅広い意味でアートの将来性を考える上で、子どもたち自体にそれを体験してもらいたい。

そういうことを含めて夏休みに企画するものです。

4番目は、コレクションの展覧会です。

コレクション・現代アートの輝き。

当館の誇る現代美術のコレクションをいろんな形で御紹介したいと考えておりまして、その一環として開催いたします。

そして最後に、11月からロートレックとベルエポックの光と影。

ロートレックは世紀末に活躍した画家です。

画家であり版画、とりわけポスター版画で有名ではないかと思えますけれども、世紀末はパリで言うとベルエポックと呼ばれていた時代です。

それから20年前に生まれたフジタが活躍する狂乱の時代へと続いていきます。

ですから、これは一連の流れの中で見るということも、大変大きなポイントでして、ロートレックを見てほしいということで、フジタの展覧会のときに、ロートレックの宣伝も併せてしていきたいなと考えております。

一連のものとして両方を見ていただければ、相乗効果が美術館のためにも、観客のためにもあるのではないかと考えております。

無料企画展につきましては、例年どおり小・中学生版画展、それから第47回いわき市民美術展覧会、ニューアートシーン・イン・いわき、今回は片口直樹という茨城市在住の作家を取り上げます。

企画展の観覧料は1,157万6,000円を想定しております。

そのほか美術館の図録売上代金が27万円等となっております。

説明は以上です。

教育長 はい、ありがとうございました。

この件について、何か御質問等ございますか。

委員 有料企画展は、1番から5番までのうち、図録があるのはどれでしょうか。作ろうと思っているのは。

美術館長 コレクション展を除けば全てです。

図録の売上代金が27万円となっていて、数字が合わないようにお感じではないかと思えますけれども、図録は巡回のようなパッケージにした場合に、国内2館以上巡回するという場合には、全体で何部印刷という形で作成します。

ですから、多くの場合には委託契約を結んで、この美術館では制作しないけれども、預かって市民に、来た方に提供するという形にしておりますので、その場合には売り払い代金の中には含まれません。

教育長 そのほかございませんか。

よろしいですか。

それでは、次に移ります。

15ページ、こどもみらい課関係で、幼稚園管理費大規模維持補修分、こどもみらい課長お願いします。

こどもみらい課長

事業の目的といたしましては、市立幼稚園において、安全・安心な施設の維持管理と教育環境の改善を図るため、雨漏り等の瞬時的かつ大規模な維持補修的工事を行うものでございます。

事業の内容ですが、今回3つほど予定しております。

すずかけ幼稚園屋根改修工事ですが、全面改修しないと雨漏りは直らないということで、ここは750万円の予算です。

磐崎幼稚園遊戯室床改修工事、これは平成11年から運営しておりますが、白蟻の食害等によるへこみ、傾斜している床を改修する工事でございます。

斜めになっている床を改修する工事です。

460万円の予算です。

磐崎幼稚園職員室屋根改修工事、これは昭和41年になります。

老朽化により腐食しておりまして、一般修理では間に合わないということで、650万円の予算です。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございました。

この件について、何か御質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは、午後1時から再開しましたので、2時35分ということで、ここで若干休憩を取りたいと思います。2時45分から再開をしたいと思いますので、10分程度休憩を取りたいと思います。

よろしく申し上げます。

14時35分 休 憩

14時45分 再 開

教育長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議事に入ってまいります。

まず、部長から概要説明をお願いします。

教育部長 本日の案件は先ほど審議しました「平成28年度いわき市教育委員会の事務の点検・評価報告書について」を含め議事10件、その他が1件でございます。

はじめに、議事につきましては、資料4頁をご覧ください。

「議案第2号 いわき市いじめ問題対策委員会等設置条例の制定について」
でございます。

こちらは、いじめ防止対策推進法に基づき設置するいわき市いじめ問題対策委員会等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

次に、資料9頁

「議案第3号 いわき市立小学校及び中学校条例の改正について」

次に、資料17頁

「議案第4号 いわき市幼稚園条例の改正について」

次に、資料21頁

「議案第5号 いわき市公民館条例の改正について」

この3件につきましては、所在の地番の変更等に伴う条例の改正でございます。

次に、資料28頁

「議案第6号 いわき市奨学資金貸与基金条例の改正について」

こちらは、篤志家からの寄附を基金に積み立てるため条例を改正するものでございます。

次に、資料32頁

「議案第7号 いわき市文化センター条例の改正について」

こちらは、(仮称)教育支援室を整備することに伴い、文化センターの中展示場を廃止するため条例を改正するものでございます。

次に、資料36頁

「議案第8号 いわき市中心身障害児就学指導審議会条例の改正について」

こちらは、審議会の名称変更等に伴い条例を改正するものでございます。

次に、資料40頁

「議案第9号 工事請負契約について (いわき市立豊間中学校屋内運動場改築工事)」

こちらは、1億5千万円を超える工事請負契約の締結にあたり、議会の議決を要することから議案を提出するものでございます。

次に、資料41頁

「議案第10号 工事請負契約の変更について（いわき市立豊間中学校敷地造成工事）」

こちらは、議会の議決を経て締結された工事請負契約を変更するにあたり、再度議決を要することから議案を提出するものでございます。

「その他」の案件としましては、

(1) 次回教育委員会の開催について

でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、

よろしく申し上げます。

教育長 はい、ありがとうございました。

ということで、議案第2号の条例制定に係るものが1件、それから条例改正に係るものが6件、契約の締結に関するもの2件ということでございます。

それでは、早速入ってまいりたいと思います。

議案第2号いわき市いじめ問題対策委員会等設置条例の制定について、学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 それでは、教育委員会資料4ページをお開きください。

議案第2号いわき市いじめ問題対策委員会等設置条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、いわき市いじめ問題対策委員会等設置条例の制定について、次のとおり市長に原案を送付する。

平成29年2月15日提出 いわき市教育委員会教育長

5ページをお開きください。

改正の要旨でございますが、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の対処等のため設置する、いわき市いじめ問題対策委員会及びいわき市いじめ問題調査委員会に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

なお、施行期日は、平成29年6月1日とする。

6ページから8ページにかけましては、条例案になってございます。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

これまでも何度かいじめに関しての条例制定に関わる中身について、説明させていただいております。ようやく条例制定にこぎつけたということでございます。

5ページの制定要旨にありますように、大きくはいわき市いじめ問題対策委員会、これは教育委員会内に置くということになることと、もう1つは、いわき市いじめ問

題調査委員会、これを市長のほうに置くということが中身になるかと思えます。

このことによって、重大事態が発生した場合も、対応について一応体制ができているということでございます。

この件に関して、何か御質問・御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第2号いわき市いじめ問題対策委員会等設置条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 はい、ありがとうございます。

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、議案第3号いわき市立小学校及び中学校条例の改正について、学校支援課長をお願いします。

学校支援課長 9ページ、議案第3号いわき市立小学校及び中学校条例の改正について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、いわき市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について、次のとおり市長に原案を送付する。

平成29年2月15日提出 いわき市教育委員会教育長

10ページ、改正の要旨でございます。

小学校及び中学校の一部について、土地の分筆等により、その所在の地番等に変更が生じていることから、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日は、公布の日といたします。

改正内容といたしましては、小学校38校、中学校20校の名称及び位置を定めている別表中いわき市立平第四小学校等58校の位置を改めるものでございます。

施行期日は、公布の日といたします。

この詳細につきましては、11、12ページ、そして新旧対照表が13、14、15、16ページとなっておりますけれども、今回の条例改正に至った経緯について、申し上げたいと思えます。

現行の条例の所在地番が登記簿上及び公布上がないケースがございまして、その理由といたしましては、土地の分筆、合筆による地番変更、国土調査による地番変更によるものなどが考えられます。

今回このタイミングで条例改正するに至った経緯なんですけれども、実は学校用地というのは、市有地、市の土地もございましてけれども、民有地をお借りしております。お借りしている、ある小学校の地権者の方から、自分のお住まいの御自宅の地番と、

学校の条例に記載されている地番が同じだということで、同じだということでの郵便物が間違ってくるということは一切ないんですけども、すっきりしないんだということで、かねてからこの地番は変更してほしいと。

不都合はないんですよというように話し合いはしてきたんですけども、地番を変えなければ、次に土地をお貸ししませんというようなことになりまして、恐らくその1校だけではないということは、私も承知しておりましたので、調べましたら58校地番が違っておりました。

これは、合併以前から、もしかすると明治の時代から代表地番というのは、ずっとそのまま引き継がれてきていますので、それが国土調査や分筆・合筆をすることによって、地番というのは変わってくるんですけども、最初に条例に載せた合併以前の地番、最初はその地番は間違っておりましたけれども、元の地番のままと実際の登記の地番と錯誤が生じているということで、今般この方の申し出を受けて、条例改正をすることとなりました。

併せて教育委員会の所管の施設、公民館、幼稚園につきましても同様の錯誤が生じているケースがあったということで、あわせまして今回の同じタイミングで所要の改正を行うもので、後ほど担当課長から説明がございます。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

ということで、今回全ての地番を修正するというところでございます。

委員 番地はわかりました。

しかし、この漢字を仮名に直すというのは、前からもこういう、最初の誤認ですか。

しかも逆に、今度仮名が漢字になるとか。

学校支援課長 今般、番地は変わってはいないんですけども、正確な表現がこちらだということなので、登記で確認いたしまして、登記に合わせたというものでございます。

番地はそのままなんですけど、登記上の表現と違う、今回登記を全て取り寄せて、全ての学校の地番と代表地番が異なっていないかどうかという精査をする中で、この表現ですね。

今、委員から御指摘いただいた片仮名の表記についても、登記と合わせると。

この改正に併せて訂正をするというものでございます。

委員 いわき市は必ずしもノを仮名にするとは限っていないんですね。

教育長 逆もありますよね。
之が仮名になったりね。

委員 大変な作業だと思います。
これね。

教育長 よろしいでしょうか。
それでは、お諮り申し上げます。
議案第3号いわき市立小学校及び中学校条例の改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 はい、ありがとうございます。
御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
それでは、議案第4号いわき市幼稚園条例の改正について、これは、こどもみらい課長、お願いします。

こどもみらい課長 それでは、17ページをご覧ください。
議案第4号いわき市幼稚園条例の改正について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、いわき市幼稚園条例の一部を改正する条例について、次のとおり市長に原案を送付する。
平成29年2月15日提出 いわき市教育委員会教育長
改正要旨につきましては18ページにございまして、いわき市立の幼稚園の一部について、土地の分筆等によりその所在の地番等に変更が生じていることから、所要の改正を行うものでございます。
改正内容につきましては、19ページに記載してございますが、すずかけ幼稚園ほか8施設、全部で9施設の地番について改めるものでございます。
これは公布の日から施行します。
20ページに新旧対照表がございます。

教育長 幼稚園については9箇所が対象になるということです。
よろしいですか。
それでは、お諮りいたします。
議案第4号いわき市幼稚園条例の改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 はい、ありがとうございます。

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第5号いわき市公民館条例の改正について、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 21ページでございます。

議案第5号いわき市公民館条例の改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、いわき市公民館条例の一部を改正する条例について、次のとおり市長に原案を送付する。

平成29年2月15日提出 いわき市教育委員会教育長

22ページの改正要旨でございます。

今回は3点、改正のポイントがございます。

1つ目でございますが、こちらは先ほど来、話に上っております、条例の公民館の位置として定めてある地番が錯誤を生じているところの対応ということで、公民館につきましては、高久、草野、常磐の3館につきまして、今回整理をするというものでございます。

施行期日につきましては、公布の日と規定したいと考えてございます。

2つ目でございます。

25ページからの新旧対照表も併せてご覧いただきたいと思います。

改正の2つ目ですが、現在、鹿島公民館交流施設整備事業といたしまして、鹿島地区の方々の方々の要望を踏まえて、幅広い生涯学習の場の提供、それから避難をされている方々と地域の方々との交流を図るということを目的としまして、県の生活拠点における交流促進事業補助金を活用して、新たに講堂の建設を進めているところでございますが、平成29年3月末に竣工を予定しておりますことから、その供用開始に向けて、施設の使用料の額を定めるものでございます。

新旧対照表をご覧いただきますと、改正後の欄の大講堂として、料金を定めてございますが、大講堂の概要としましては、構造につきましては、鉄骨づくり平屋建て、延べ床面積250.95平米となっております。

施設使用料の算定に当たりましては、鹿島公民館のほかの居室から、ほかの公民館と同様の積算ということで、もともとの積算については、文化センターの建設事業費、それから建設面積によります1平米当たりの価格を基礎数値として、今回整備した大講堂の面積、それから時間などを乗じた算出をしております。

施工期日につきましては、今後、天候、不測の要因による工事の進捗といったとこ

ろの影響も勘案して、規則に委ねることにしたいと考えております。

3つ目の改正のポイントですが、公民館運営審議会の組織体制の見直しに係る改正でございます。

公民館におきましては、社会教育法第29条に定めます公民館運営審議会を組織しまして、公民館における各種の事業、主に市民講座の企画・実施につきまして、調査・審議を行ってきているところでございます。

新旧対照表、25ページの下からの部分になって見づらくなって恐縮なんですけれども、ご覧になっていただきたいと思います。例えば、26ページの下の方になりますが、内郷公民館、それから次のページ、小川公民館と好間公民館といったところにつきましては、審議の対象となる公民館1館につきまして、5人から8人の委員が委嘱されております。

一方で、また恐縮ですが、25、26ページ平地区になりますが、審議の対象となる公民館10館につきまして、10人の委員が委嘱をされております。

アンバランスな状況となっているというような状況です。

それから、1つの公民館の事業運営をいただいている審議会につきましては、地域に密着した情報交換がされるという一方で、ほかの公民館事業との比較、それから公民館の間での連携、成功事例の研究といったところができないような状況になってございますので、この解消を図るため、審議会の組織改正をするものでございます。

公民館が連携した事業展開ができますように、現行13の区域に設置されております審議会につきまして、いわき市公民館管理規則に定める6つの連絡調整館が担う区域ごとに審議会を設置いたしまして、委員につきましても地域とのつながりが不可欠、さらに担当公民館という関係性の確保といった視点から、区域内で審議対象となる公民館1館につき1名の委員を選任する。

さらに学校教育の観点からということで、小学校方部の単位ごとに教員の方1名を選任するというので、合計しますと、現行は定数が85名体制でしたが、今回の見直しによりまして、45人という組織体制とするものでございます。

こちらにつきましては、現在の委員の任期が平成29年4月末までとなつてございますので、改選となります平成29年5月1日を施行期日として規定をしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

ただいま説明をいただきました公民館条例の一部を改正する条例について、改正につきましては3点あるということで、1つ目は、先ほど言ったように地番変更です。それから2点目は、鹿島公民館の交流施設整備事業。

3点目は、社会教育委員の会議の答申の内容を踏まえ、現行の公民館運営審議会を、

別表を見ますと、中央公民館、小名浜公民館、植田公民館、常磐公民館、内郷公民館、四倉公民館の6館を中心にしながら、その1館に公民館を集めて、そこで運営審議会を開く。

今までだと、そういうまとまってやっているところと、単独でやっているところがばらばらで、ということで予算もあるんだけど課題も大きいということで3点を見直すということでございます。

これについて、何か御質問・御意見等、何でも結構でございます。

よろしく願いいたします。

委員 今、委員の選任ということで、公民館運営協議会ですか、各6つに集約されて、各公民館から1名プラス管内の小学校から1名というお話だったと思うんですけども、その小学校の先生というか、どこの小学校から任命するということとか、どういうお立場の先生に出ていただくとか、まだこれからなんでしょうけれども、何かお考えとかありましたらお願いします

生涯学習課長 教員の方につきましては、方部ごとの校長会のほうにお願いをして、選出をいただいているのがこれまでの経過でございますが、今回の見直しに伴いまして、例えば、常磐につきましては常磐方部、それから、遠野については勿来方部の校長会の形に分かれておりますので、それぞれ常磐方部から1名の先生、勿来、田人、遠野方部から1名という形で、それぞれの公民館の管轄と若干ずれていることにつきましては、そういった対応をしておりますということの人数になってございます。

教育長 恐らく植田については、勿来方部プラス田人、常磐公民館の管轄については、常磐の校長会にお願いをして推薦をいただくということですね。

そのほかよろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号いわき市公民館条例の改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 はい、ありがとうございます。

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号いわき市奨学資金貸与基金条例の改正について、学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 28ページをご覧ください。

議案第6号いわき市奨学資金貸与基金条例の改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、いわき市奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について、次のとおり市長に原案を送付する。

平成29年2月15日提出 いわき市教育委員会教育長

29ページをお開きください。

改正の要旨でございますが、いわき市奨学資金貸与基金に対しまして、平成28年6月から12月にかけて、篤志家6名から現金計78万円の寄附がなされたことから、奨学資金貸与基金に積み立てるため、所要の改正を行うものでございます。

なお、公布の日から施行するものでございます。

30ページをお開きください。

いわき市奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例

いわき市奨学資金貸与基金条例の一部を次のように改正する。

別表中その他篤志家奨学資金貸与基金の項中548万3,000円を626万3,000円に改める。

この条例は、公布の日の日から施行するものでございます。

なお、31ページは新旧対照表になっています。

説明は以上です。

教育長 はい、ありがとうございます。

この件に関して、何か御質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第6号いわき市奨学資金貸与基金条例の改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 はい、ありがとうございます。

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、32ページですね。

議案第7号いわき市文化センター条例の改正について、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 議案第7号いわき市文化センター条例の改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、いわき市文化セ

ンター条例の一部を改正する条例について、次のとおり市長に原案を送付する。

平成29年 2月15日提出 いわき市教育委員会教育長

次のページをご覧いただきたいと思います。

35ページが新旧対照表になってございますので、併せてご覧いただきたいと思いま
す。

いわき市総合教育センターにおきまして、障がいのある児童等への教育支援の機能
の拡充を図るため、「(仮称) 教育支援室」「(仮称) 研修調査室」を整備することに伴
いまして、その施設整備の一環として、発達障がいのある子どもなどに対して、様々
な訓練等を行いますトレーニングルーム等を新設するに当たりまして、文化センター
4階中展示場の活用が必要であることから、中展示場としての用途につきましては廃
止をいたしまして、別表第1から削除をする内容でございます。

なお、施行期日につきましては、平成29年4月1日からとしたいと考えてございま
す。

以上です。

教育長 はい、ありがとうございます。

教育センターのほうで活用するに当たって、中展示場の用途を廃止するための改正。
何か御質問等ございますでしょうか。

委 員 中展示場は4階で、今までどのくらいの活用度があったんですかね。

生涯学習課長 平成28年度の実績ということで申し上げますと、中展示場の稼働率
18.3%という状況でございます。

一番低いところは料理実習室があるんですけども、それに次いで2番目に稼働率
が低いという部屋となっております。

教育長 かなり広い部屋なんだけど形がいびつで、真ん中にパーテーションを引いてや
るような、非常に使い勝手の悪かったということで稼働率が低いのだと思います。

教育支援という意味での用途にすると、非常に好感が上がると御理解をいただいて、
今回調整をして改正を行うものでございます。

そのほかよろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。

議案第7号いわき市文化センター条例の改正について、原案のとおり可決すること
に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 はい、ありがとうございます。

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、議案第8号いわき市心身障害児就学指導審議会条例の改正について、学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 それでは、36ページをお開きください。

議案第8号いわき市心身障害児就学指導審議会条例の改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、いわき市心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例について、次のとおり市長に原案を送付する。

平成29年2月15日提出 いわき市教育委員会教育長

37ページをご覧ください。

改正の要旨でございますが、障がいのある児童等について、就学時の指導等のほか、その個々の障がいの状態等を踏まえた十分な教育が受けられるよう、その支援を推進するに当たり、いわき市心身障害児就学指導審議会の名称を改めること等から、所要の改正を行うものでございます。

38ページをご覧ください。

改正の内容でございますが、第1条中「いわき市心身障害児就学指導審議会」を「いわき市教育支援審議会」に改める。

次に、第2条第1項「就学指導及び教育相談」を「教育支援」に改め、同項第1号中「健康診断」を「健康診断等」に改め、さらに同項第2号中「特別支援学校又は特別支援学級で教育を受けることが必要で」これを「心身に障害が」に改め、同条第2項中、「前項に規定する事項のほか、」を削除し、「心身障害児の就学指導に関する」を「前項に規定する」に改める。

さらに、第3条第1項中「13人」これを「15人」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行する。

並びに、このいわき市心身障害児就学指導審議会の委員である者は、この条例の施行の日に改正後のいわき市教育支援審議会条例、新しい条例ですけれども、その規定により、いわき市教育支援審議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命される者の任期は、同日における旧審議会の委員としての任期の在任期間と同一の期間とするものでございます。

なお、39ページは新旧対照表でございます。

説明は以上でございます。

教育長 訂正箇所だけだったので、ちょっとわかりにくかったのではないかと思います

ので、新旧対照表を見ていただければと思います。

ちょっと確認ですが、39ページ、名称がいわき市教育支援審議会と変わるということですね。

それから第2条のところ、審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる者の就学指導及び教育相談にというところを、教育支援に関する事項について調査審議する。

それから(1)では、学校保健安全法第11条の規定に基づき、教育委員会が行う就学時の健康診断のところに、健康診断等と入れたということです。

それから(2)については、これまでは、校長が特別支援学校又は特別支援学級で教育を受けることが必要であると認められた者を心身に障害がとする。

それから(3)前項に規定する事項のほか、審議会は、心身障害児の就学指導に関するということも、新条例は前項に規定する項についてということです。

それから審議会の委員の数も、13人から15人という形で人数を変えたということです。

御質問等あれば、よろしく願いいたします。

委員 委員の数が13人から15人にしたという理由はどうしてですか。

学校教育課長 先ほど、心身に障害があると認められた就学予定者等の就学指導等、あるいは教育支援ですね。

それを充実を図るために、今まで医師は1名ということで審議会の中に入っていたんですけども、肢体不自由の専門家であるとか、あるいは発達障害の専門家であるとか、医療的ケアというものが今後必要になってくるということで、今配置に向けて進めているんですが、そういった専門の方とか、そういった医師を1名から3名にふやすということでの対応でございます。

教育長 ということで、なるべく専門のお医者さんに入ってもらってやっていくということで、障害の種類に応じた対応ができるように人数をふやすということです。

一言で言うと、幅広く支援をしていく体制を整えるための条例改正だということですね。

この健康診断等の等を入れたのは、どうしてですか。

お願いいたします。

学校教育課長 やはり就学時健康診断ばかりでなくて、今般入学支援シートを導入して、そういったものを記入しながら、そういったものも参考にしながら、その後の支援に生かしていくというようなことも含めての内容で、健康診断等ということにしたもの

でございます。

教育長 幼少連携、これから色々やっていくのに、その調査結果なども踏まえて、様々なチャンネルからということですね。就学時の健康診断だけで判断することはないということです。

そのほか何かございますか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第8号いわき市心身障害児就学指導審議会条例の改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 はい、ありがとうございます。

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、議案第9号工事請負契約についてでございます。

学校支援課長、お願いいたします。

学校支援課長 40ページでございます。

議案第9号工事請負契約について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、工事請負契約について、次のとおり市長に原案を送付する。

平成29年2月15日提出 いわき市教育委員会教育長

契約の内容につきましては、豊間中学校屋内運動場改築工事でございます。

契約の方法は一般競争入札で、2月8日に実施いたしました。

1者入札をいたしました。

契約の金額といたしましては、3億9,906万円でございます。

落札率は98.7%。

工期につきましては、議会の議決を経た日の翌日から平成30年3月23日まででございます。

契約の相手方は、山木工業株式会社でございます。

内容につきましては、先ほど、平成29年度の主要事業の概要で申し上げたとおりでございます。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

この件について、何か御質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第9号工事請負契約について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 はい、ありがとうございます。

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後の議案になります。

議案第10号工事請負契約の変更について、学校支援課長お願いいたします。

学校支援課長 41ページでございます。

議案第10号工事請負契約の変更について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成27年3月19日いわき市議会定例会及び平成28年3月17日いわき市議会定例会において議決されたいわき市立豊間中学校敷地造成工事請負契約について次のとおり変更するため、工事請負契約の変更について、次のとおり市長に原案を送付する。

平成29年2月15日提出 いわき市教育委員会教育長

契約内容、変更前、契約金が10億2,669万120円、変更後8億5,479万9,480円でございます。

変更の理由でございます。

平成27年いわき市議会2月定例会議案第58号及び平成28年いわき市議会2月定例会議案第62号で議決された本請負契約について、工事に伴い発生した残土の搬出先を変更すること等から、契約金額を変更するものでございます。

これは、工事請負契約の概要に入ります前に、敷地造成工事の豊間中の工事の掘削に伴いまして発生する工事残土につきましては、市内の災害復旧等の複数の他の工事現場に搬出しております。

今回、それぞれの現場へ搬出する土の配分に変更が生じまして、運搬距離が短くなったということで、その経費が削減するものでございます。

具体的には、議会で申し上げましたが、今まで岩間に4万5,564立米運ぶという予定だったんですけども、今、県の防災緑地工事をしておりますけれども、それを夏井で行っておりますして、県のは場整備事業に、当初は1万7,000立米ほど夏井に予定していたんですが、夏井で4万9,000立米ほど受け入れられるということが一番大きな

要因で、その運搬距離が短くなったことで、1億6,000万円ほど削減されます。

工事の内容も若干グラウンドの土をより安価なものに変えるため、2,000万円減となるようなものもございまして、それらを含めまして1億7,200万円ほどの今回契約の変更となるものでございます。

41ページに戻りまして、工事請負契約の概要が記載のとおり、豊間中学校が豊間小学校西側の隣接地に移転改築するため学校用地を造成するものでございます。

契約の相手方は、先ほどの体育館と同じく山木工業株式会社でございます。

工期は、議会の議決を経た日の翌日から平成29年8月31日までとなっております。説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございました。

契約内容が減額になったのはめずらしいよね。

夏井と岩間では距離が違いますからね。

この件について、何かございますか。

それでは、お諮り申し上げます。

議案第10号工事請負契約の変更について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 はい、ありがとうございました。

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、その他に入ります。

(1)次回教育委員会の開催について、教育政策課長お願いいたします。

教育政策課長 42ページになります。

次回教育委員会の開催につきましては、第11回開催となります。

開催日時は、3月29日の水曜日午後3時15分から、開催場所は、東分庁舎2階教育委員室になります。

教育長 はい、ありがとうございます。

それでは、長時間にわたりまして、本当に御苦労さまでした。

以上で、平成28年度第10回教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。